



人っどい 共に築く

美里町総合計画

【改訂版】

美里町民憲章

江合・鳴瀬の清流と豊かな緑に恵まれた美里町に生きるわたくしたちは、輝く未来に向かってみんなが平和で心豊かに暮らせるよう、この憲章を定めます。

- 一、夢と希望を持ち 心身ともに健やかに働く町民になります
- 一、きまりを守り 互いに尊重し合い 助け合う町民になります
- 一、自然に親しみ 美しい環境を大切にする町民になります
- 一、先人をうやまい 共に学び合い 文化を育てる町民になります
- 一、ふるさとを愛するとともに 世界に目を向ける町民になります

(平成18年7月29日制定)



町章

美里町の「み」をモチーフに、さわやかに風が吹く、自然いっぱいの大地をイメージし、住民の団結、自然と住民の調和を表現しています。先人から受け継ぐ歴史と文化を宝に、ともに飛躍していく願いが込められています。

(平成18年7月29日制定)



町花

「ばら」は、古代から繁栄と愛の象徴とされています。また美里町民にもっとも親しまれ、愛されている花です。幾多の花びらの重なるその花の姿は、町民の連帯と未来に向かって潤いのある町づくりを進める美里町にふさわしい花です。

(平成18年7月29日制定)



町木

「はなみずき」は、春には花が咲き、また秋には赤い実をつけ、紅葉も見事です。美しい環境を大切にし、景観を保全する美里町にふさわしい木です。

(平成18年7月29日制定)

美里町の誕生から早いもので7年目を迎えました。この間、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解ご協力を頂きながら、新生“美里町”の輝く未来に向け、鋭意邁進してきたところであります。

美里町総合計画は、平成19年3月に策定し、平成19年度から平成27年度までを計画期間としながらも、情勢の変化に適切に対応していくために平成23年度において見直しを行ったものであります。

計画策定から今日まで、震災復興、景気低迷、人口減少と多くの難題を抱え、更には、円高、TPP、エネルギーや地球温暖化問題など、社会経済情勢も大きな転換期を迎えております。特に、平成23年3月11日の未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、人々の価値観にも大きな変化をもたらしました。

本町における財政状況については、健全化判断比率及び財政調整基金などの保有状況から、健全であると判断しているものの、今後は、税収の減少が見込まれ、災害復旧、復興事業の実施に当たって多額の資金を必要とする場合も想定されることから、今後も慎重な財政運営が求められるところであります。

見直し後の総合計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害に対する備えを確実なものとするとともに、地域の持続的発展のため地域産業に新たな展開を生み出し、そして、教育や福祉施策を更に発展させて行くことが必要であると考えており、引き続き「一人ひとりが輝き、ともに生きる町づくり」を基本理念とし、「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」を目指すものであります。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力頂きました総合計画審議会をはじめ、貴重なご意見、ご提言を頂きました関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、一層のご指導ご協力をお願い申し上げ、発刊の挨拶といたします。



平成24年4月

美里町長 佐々木 功 悦

目次

第1編 美里町総合計画の見直しにあたって	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画策定の経緯	5
3 計画期間	5
4 計画の構成	6
5 主要課題	7
5-1 心の教育と良好な教育環境づくり	7
5-2 健康に対する意識改革と子育て環境の充実	7
5-3 産業の振興と雇用機会の創出	7
5-4 災害への備えと安全安心なまちづくり	7
5-5 定住の促進と健全な行財政運営の確立	7
第2編 基本構想(政策)	9
1 美里町の将来像	9
2 基本理念	9
3 政策体系	10
4 将来人口	11
4-1 推計人口	11
4-2 年齢構成割合	12
4-3 基準人口	13
5 土地利用構想	14
6 公共施設管理	15
7 政策目標	22
8 計画の進行管理	25
第3編 基本計画(施策)	27
第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり	27
政策1 第1節 社会教育の充実	28
施策1 第1項 学習ニーズに則した魅力的な学習機会の充実	28
施策2 第2項 生涯学習拠点施設の整備と機能の充実	29
施策3 第3項 住民による主体的な学習の推進	31
施策4 第4項 図書館資料と情報提供の充実	32
施策5 第5項 読書活動の推進	33
政策2 第2節 学校教育の充実	34

施策6	第1項 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進	3 4
施策7	第2項 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実	3 5
施策8	第3項 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進	3 6
施策9	第4項 安全・安心を確保するための対策	3 7
施策10	第5項 学校給食の充実、食育の推進	3 9
施策11	第6項 就学前教育の充実	4 0
政策3	第3節 青少年の健全育成	4 1
施策12	第1項 青少年の学習活動の提供と社会的な自立への支援	4 1
施策13	第2項 地域の教育力を向上させるための対策	4 2
政策4	第4節 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承	4 4
施策14	第1項 地域の特色を活かした文化・芸術活動を推進するための対策	4 4
施策15	第2項 歴史・文化を保存し継承するための対策	4 5
政策5	第5節 社会体育の振興	4 7
施策16	第1項 健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進	4 7
施策17	第2項 スポーツ施設の機能充実と活用の促進	4 8
第2章 健やかで安心なまちづくり		5 1
政策6	第1節 保健の充実	5 2
施策18	第1項 生活習慣病、各種がん疾病などから住民を守るための保健活動の推進	5 2
施策19	第2項 健やかな母子保健活動の推進	5 3
施策20	第3項 健康危機管理対策の推進	5 5
施策21	第4項 国民健康保険事業の充実	5 6
政策7	第2節 医療の充実	5 7
施策22	第1項 地域医療体制と町立南郷病院の充実	5 7
施策23	第2項 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実	5 9
政策8	第3節 高齢者福祉の充実	6 0
施策24	第1項 高齢者が健康で元気に暮らすための対策	6 0
施策25	第2項 高齢者福祉サービスの充実	6 1
施策26	第3項 高齢者を地域で支える社会の形成	6 3
政策9	第4節 障害者福祉の充実	6 5
施策27	第1項 生活支援の充実	6 5
施策28	第2項 暮らしやすい環境づくりの推進	6 7
施策29	第3項 自立支援と社会参加の促進	6 8
政策10	第5節 子育て支援の充実	7 0
施策30	第1項 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策	7 0
施策31	第2項 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策	7 1
施策32	第3項 児童虐待を防止するための対策	7 2

第3章 力強い産業がいきづまづくり	7 3
政策11 第1節 農林業の振興	7 4
施策33 第1項 担い手を育成・確保するための対策	7 4
施策34 第2項 水田農業の安定生産と省力化・低コスト化の促進	7 5
施策35 第3項 活力ある園芸産地の育成	7 7
施策36 第4項 畜産経営の確立	7 8
施策37 第5項 食の安全・安心の確保	7 9
施策38 第6項 豊かでにぎわいのある農業農村生活の推進	8 0
政策12 第2節 商工サービス業の振興	8 2
施策39 第1項 商業・サービス業を振興させるための対策	8 2
施策40 第2項 工業を振興させるための対策	8 3
政策13 第3節 観光・物産の振興	8 5
施策41 第1項 観光・物産を振興させるための対策	8 5
政策14 第4節 雇用の創造	8 7
施策42 第1項 安定した雇用を確保、創造するための対策	8 7
第4章 暮らしやすさを実感できるまちづくり	8 9
政策15 第1節 地域基盤の確立	9 0
施策43 第1項 計画的な土地利用と市街地形成を進めるための対策	9 0
施策44 第2項 安全・安心な道路等を整備するための対策	9 1
施策45 第3項 公共交通網を確立するための対策	9 2
政策16 第2節 生活安全の確保	9 4
施策46 第1項 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策	9 4
施策47 第2項 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	9 7
施策20 (再掲) 第3項 健康危機管理対策の推進	9 8
政策17 第3節 環境・景観の保全・創造	9 9
施策48 第1項 環境美化の推進と自然環境の保全	9 9
施策49 第2項 生活環境の保全と公衆衛生対策	1 0 0
政策18 第4節 居住環境の質の向上	1 0 2
施策50 第1項 快適で安全な生活環境、住宅環境を整備するための対策	1 0 2
施策51 第2項 水道水を安定して供給するための対策	1 0 4
施策52 第3項 下水道を普及推進するための対策	1 0 5
第5章 自立をめざすまちづくり	1 0 7
政策19 第1節 定住化の促進	1 0 8
施策53 第1項 定住化を促進するための対策	1 0 8
政策20 第2節 住民活動の促進	1 0 9

施策54	第1項 住民参画と協働のまちづくりの推進	1 0 9
施策55	第2項 地域における住民活動を活性化させるための対策	1 1 0
施策56	第3項 NPO活動やボランティア団体を活性化させるための対策	1 1 1
政策21	第3節 交流の促進	1 1 3
施策57	第1項 国際交流を促進するための対策	1 1 3
施策58	第2項 地域間交流を推進するための対策	1 1 4
政策22	第4節 平和行政の推進	1 1 5
施策59	第1項 非核・平和社会を実現するための対策	1 1 5
政策23	第5節 男女共同参画社会の推進	1 1 6
施策60	第1項 男女共同参画社会を推進するための対策	1 1 6
政策24	第6節 健全な行財政運営	1 1 8
施策61	第1項 行政運営の効率化を推進するための対策	1 1 8
施策62	第2項 財政を健全化するための対策	1 2 0
施策63	第3項 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策	1 2 3
参考資料		1 2 5
1 美里町総合計画策定体制		1 2 5
2 美里町総合計画審議会条例		1 2 6
3 美里町総合計画審議会委員名簿		1 2 8
4 美里町総合計画策定経過		1 2 9
5 住民意向調査の結果概要		1 3 1

第1編 美里町総合計画の見直しにあたって

1 計画の位置づけ

美里町は、平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併して誕生した町です。合併に当たって、平成27年度を目標年度とした「美里町まちづくり計画 ― 美里町建設計画 ―」（以下「建設計画」という。）が策定され、これを合併後の新町における町政運営の基本指針に位置づけてきました。

美里町総合計画は、建設計画を継承し、合併後の情勢変化を把握して再考を加え、今後の美里町における“まちづくり”を総合的かつ計画的に取り組むための基本指針とするものです。

2 計画策定の経緯

本計画は、平成19年3月に策定され、平成19年度から平成27年度までを計画期間としています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害備蓄、情報伝達手段や非常用電源の確保等、大規模自然災害への新たな対応の必要性が顕在化しました。

また、経済のグローバル化¹が急速に進展し、世界同時不況や円高などが、国内産業や国民生活に大きな影響を及ぼし、社会保障や雇用の不安を招いています。本町においても景気低迷から雇用情勢が不安定となっており、その対策が急がれているところです。さらに、人口減少社会が明らかになったことは、地域社会、産業、経済、福祉など様々な面で、影響が大きくなることが予想されます。

今般、こうした変化に的確に対応していくため、中間年度である平成23年度において、本計画の見直しを行ったものです。

3 計画期間

本計画は、平成19年度（西暦2007年度）を初年度とし、平成27年度（西暦2015年度）を目標年度とする9か年の計画です。

計 画 期 間	平成19年度～平成27年度 (平成19年4月1日～平成28年3月31日)
---------	---

¹世界的な規模であるさま。国境を越えて地球全体に関わるさま。

4 計画の構成

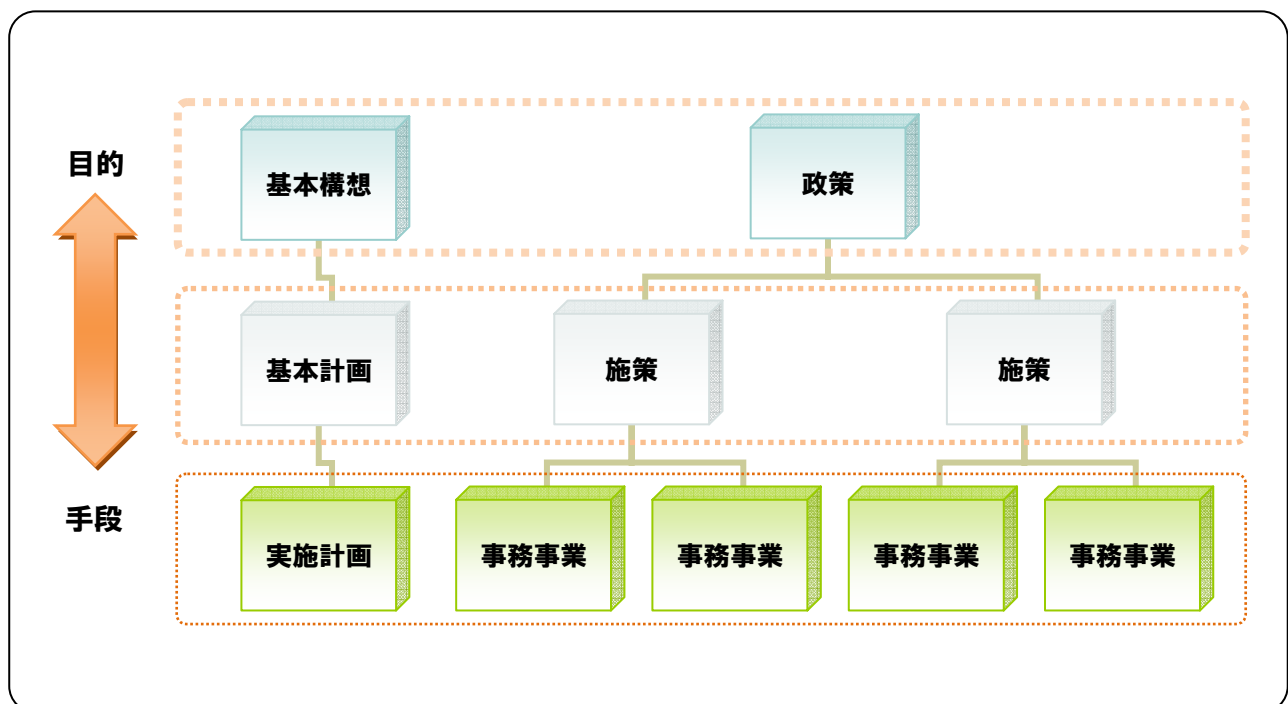
本計画は、基本構想（政策）、基本計画（施策）、実施計画（事務事業）から構成します。

また、基本構想（政策）－基本計画（施策）－実施計画（事務事業）は、それぞれ、「目的」と「手段」の関係にあります。

基本構想（政策）は、計画期間において本町が目指すべき“まちづくり”の基本理念と将来像など、まちづくりの基本的な方針を示すものです。

基本計画（施策）は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するため、現状と課題を分析し、基本構想を実現するための目的と手段を、より具体的に示すものです。また、大きな情勢変化が生じた場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

実施計画（事務事業）は、計画の効果的、効率的な推進と適切な進行管理を行うために、向こう3か年の事業実施について、事業内容と実施時期を明確にするものです。



5 主要課題

5-1 心の教育と良好な教育環境づくり

少子化社会を迎えて、児童・生徒の減少が続く本町においては、子どもや若者たちが生き生きと伸び伸びと育ち、一人ひとりが個性を発揮して活躍できる教育が求められています。

将来を担う心豊かな美里人を育むためには、“心の教育”の実践と“基礎的学力向上”への取組み、良好な環境を維持するための教育施設の再構築は、本町の主要課題の一つです。

5-2 健康に対する意識改革と子育て環境の充実

私たちの幸せな暮らしを築く原点は、“健康で丈夫な身体づくり”です。そのためには本人が健康に対する意識を高めることがもっとも大切です。

住民一人ひとりが年齢に関係なく、健康に対する意識を強く持ち、“自分の健康は自分で守る”“家族の健康は家族で守る”といった健康に対する意識改革を着実に進める取組みが求められています。

また、健やかな子どもの成長を社会全体で支え、安心して子育てができる環境づくりは、少子高齢社会を迎えた中、本町の主要課題の一つです。

5-3 産業の振興と雇用機会の創出

地域の持続的な発展のためには、地域産業の活性化が不可欠であり地域活力の源でもあります。

近年、自動車関連産業、高度電子産業及び食品関連産業の県内への集積が進んでいることから、新規参入や取引拡大等、既存企業による内発型の活性化を引き続き支援するとともに、企業誘致等により、新たな雇用の創出と安定化を図る必要があります。また、農商工連携や6次産業化に向けた取組みを進めるなど、地域産業の新たな展開を生み出すことが、本町の主要課題の一つです。

5-4 災害への備えと安全安心なまちづくり

平成15年に発生した宮城県北部連続地震、平成23年に発生した東日本大震災は、町内に甚大な被害をもたらしました。再び大規模な地震が発生する可能性があるとも言われています。

災害から大切な生命、財産を守るため、日ごろから災害に対する様々な「備え」が強く求められています。また、地震のみならず、あらゆる災害に対応するための町の防災体制、災害発生時の体制の充実強化及び「地域の」「地域による」「地域のための」防災活動の活性化は、安全で安心なまちづくりを実現する大切な取組みであり、本町の主要課題の一つです。

5-5 定住の促進と健全な行財政運営の確立

地方分権・地域主権により、地方自治体が決定すべき事項は増加するとともに、複雑化する社会構造の中、住民ニーズも多種多様化しています。また、人口減少社会が明らかとなる中、人口減少の抑制や定住の促進を図ることが求められています。

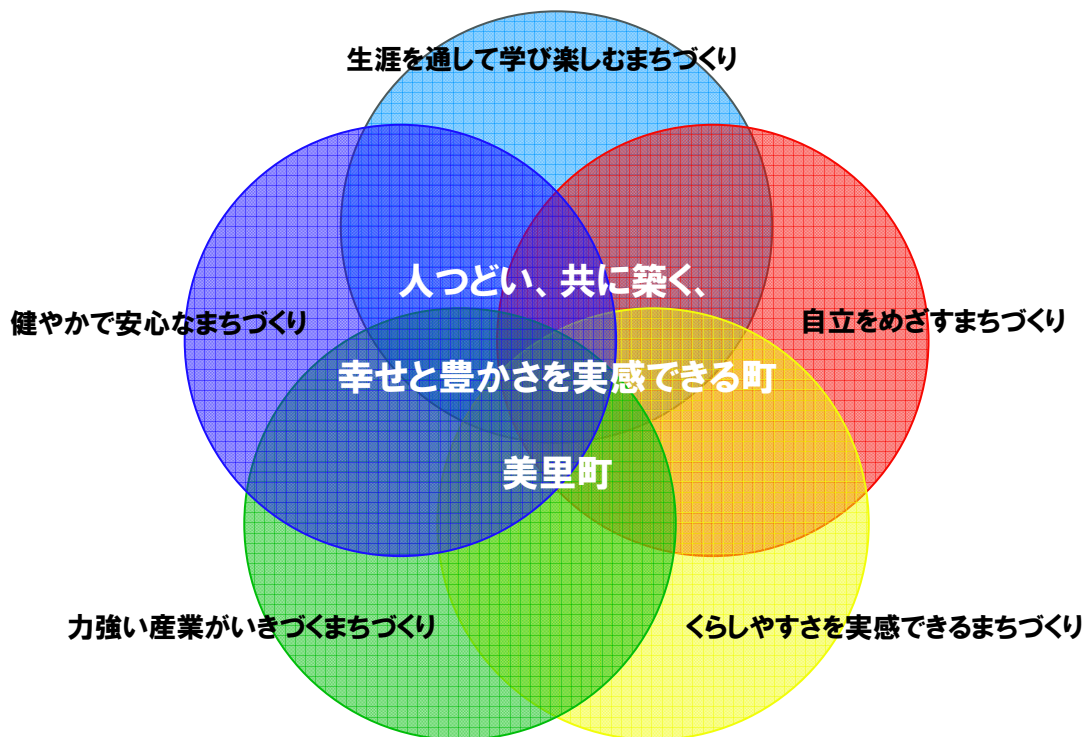
こうした中、“最少の経費で最大の効果をあげる”という行政手法の原点に立ち返り、家庭や地域、学校、企業、団体、行政機関などがつながりを深め、互いに協力し合い、身の丈にあった財政運営と行政サービスの品質向上を図りながら、「住み慣れた地域に住み続けたい」という愛着の持てるまちづくりは、本町の主要課題の一つです。

第2編 基本構想(政策)

1 美里町の将来像

人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町

人つどい話（わ）の花が咲き、
一人ひとりが共に築く大きな人の輪（わ）となって、
幸せと豊かさを実感できる和（わ）のある町が、将来の“美里町”の姿です。



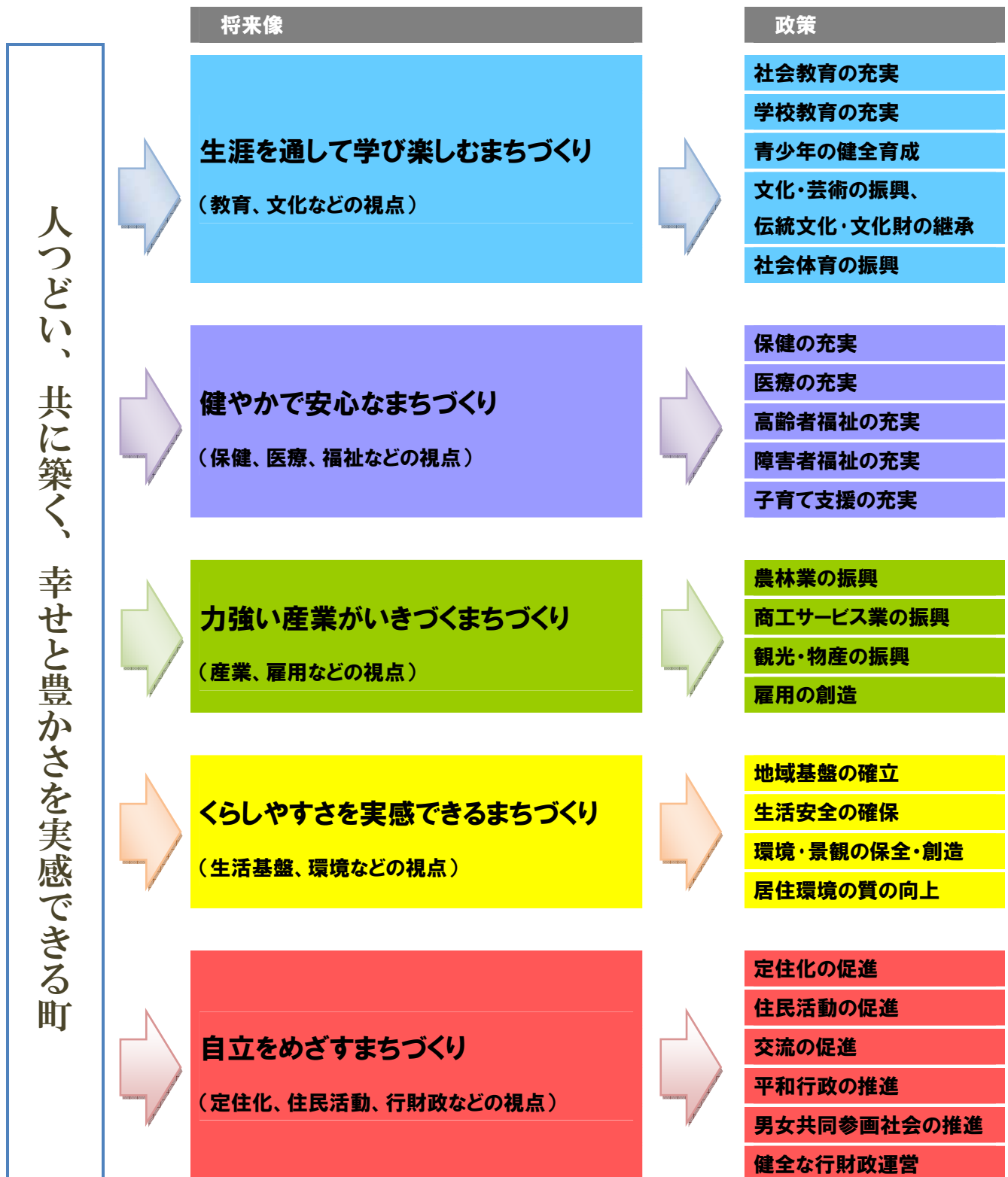
2 基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり
～ まちが人を支え、人がまちを支える ～

多くの住民がこれまで培ってきた経験と知恵、力を出し合ってまちづくりに参画し、住民と行政が対話を通じてつながりを深めながら、対等なパートナーシップのもとに協働して取り組む“まちづくり”を基本理念とします。この基本理念から、この町に暮らす一人ひとりの夢と将来にわたって安心できる心豊かな暮らしを実現します。

3 政策体系

美里町の将来像に掲げる「生涯を通して学び楽しむまちづくり」「健やかで安心なまちづくり」「力強い産業がいきづくまちづくり」「くらしやすさを実感できるまちづくり」「自立をめざすまちづくり」の5つの視点を柱に、次の政策項目を設定します。



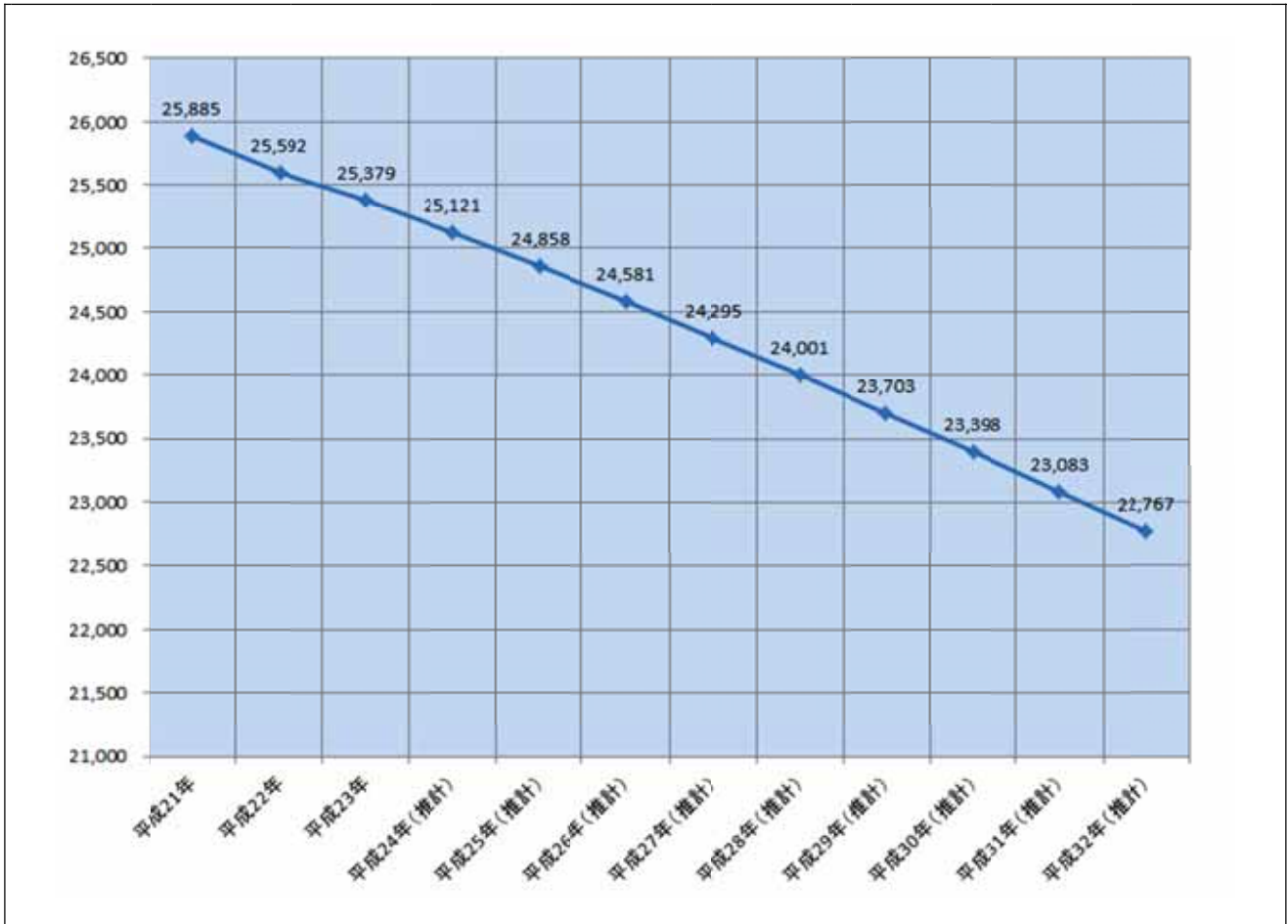
4 将来人口

4-1 推計人口

過去の人口構成の異動実績などを反映させた美里町の推計人口は、次のグラフのとおりです。

平成21年から平成23年までの実績値及び平成26年までの推計値では1年間に1%の割合で人口が減少しています。その後は1%強の割合となり、引き続き人口が減少していくことが予測されます。

将来人口の推計



備考) 将来人口の推計については、平成21年から平成23年までの各年3月末の住民基本台帳人口を使用し、この3年2区間の人口動態の平均値を変化率として捉え、その変化率が将来も持続するものと仮定して推計しています。

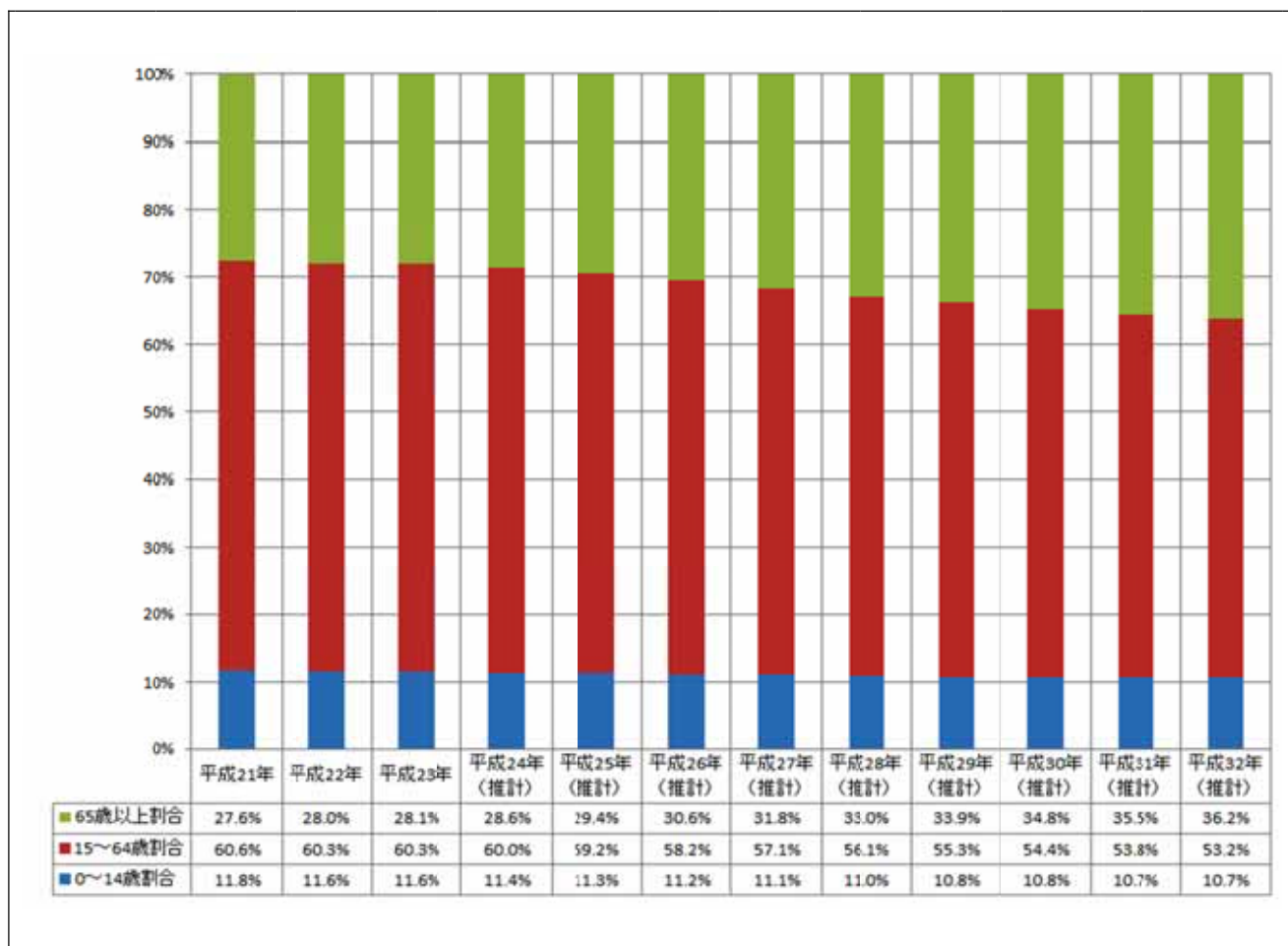
4-2 年齢構成割合

推計人口による将来の年齢構成（3区分）は、次のグラフのとおりです。

日本の総人口に占める老年人口割合は、諸外国に比べ最も高い水準にあります。美里町は全国平均よりもさらに高い割合にあります。また、その傾向は年々高くなることが予想される一方で、生産年齢人口の割合は年々低下することが予想されます。

また、年少人口割合は、生産年齢人口及び老年人口²割合に比べ、変動の幅は小さいものの低下していくことが予想されます。

将来人口の年齢3区分の割合



²年少人口とは0歳から14歳までの人口を、生産年齢人口とは15歳から64歳までの人口を、老年人口とは、65歳以上の人口を言う。

4-3 基準人口

総合計画の見直しに当たっては、政策的に人口増加を誘導する「目標人口」ではなく、今後の見通しを推測するための基礎的なデータとするため、次のとおり「基準人口」として示しています。

この「基準人口」については、各年の推計人口の近似値とし、この基準人口を下回らないよう総合的に施策を展開していくことが求められます。

【基準人口】

平成23年(実績)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
25,379人	25,100人	24,900人	24,600人	24,300人

【参考値】

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
24,000人	23,700人	23,400人	23,100人	22,800人

備考) 本計画の計画期間は平成27年度までです。平成32年までの5か年については参考値として記載しています。

5 土地利用構想

土地利用を次のとおり区分し、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画など土地利用に関係する計画の総合的な調整を図り、計画的な土地利用を行います。

(1) 居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と住環境の整備を進め、また、既に整備された小牛田駅東地区の「ゆとり〜と小牛田」と南郷地域の「グリーンタウンなんごう」への人口の誘導を推進します。さらには、本町の一体的で健全な発展を図るため「都市計画マスタープラン」に基づき、特に農用地との調整を図りながら、土地利用の適切な誘導及び計画的な都市施設の整備を進めます。

(2) 農業ゾーンの維持

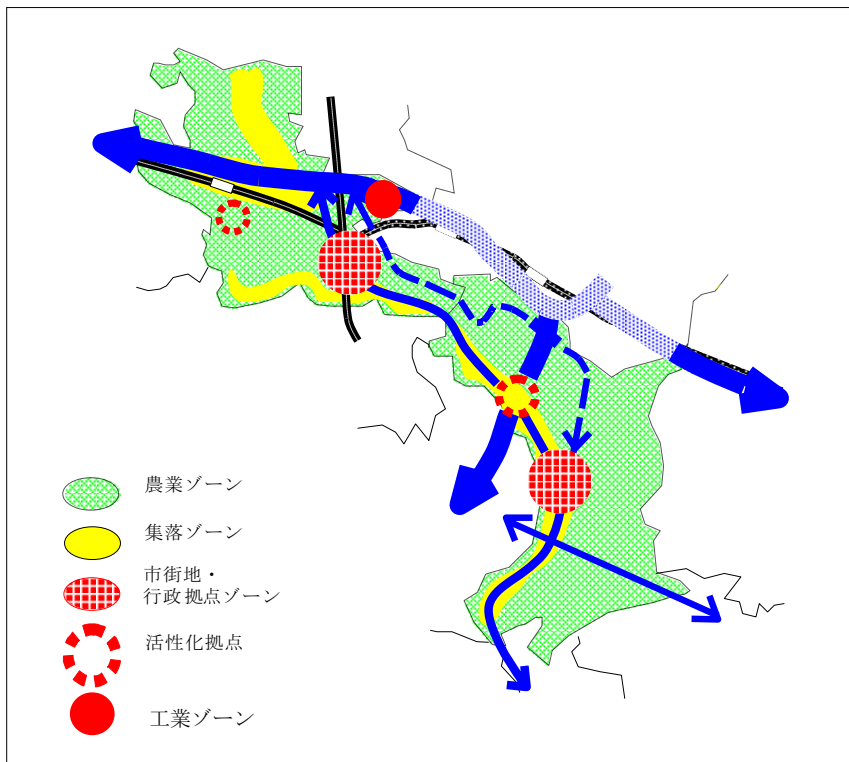
優良農用地の適切な保全に努め、米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図ります。

(3) 工業ゾーンの整備

工業の健全な発展が図られるよう、既存企業の振興を図るとともに、企業立地を促進します。

(4) 河川ゾーンの保全

江合川・鳴瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習やレクリエーション利用の充実を図ります。



土地利用構想図

6 公共施設管理

住民生活や産業の基盤である道路、公園、上下水道をはじめ、学校や公民館、保健施設や農業施設など、本町には、様々な公共施設があります。これらの施設については、高度経済成長期を中心に整備が進められ、住民の生活環境や経済活動を支えてきました。

総務省方式改訂モデル³による本町の平成22年度普通会計の財務諸表の分析では、土地を除く有形固定資産の老朽化比率が47.5%となり、過去及び現世代が既に負担した割合は64.5%となっています。

これらの分析結果では、老朽化比率の水準が上昇する一方で、過去及び現世代の負担比率が低下しており、将来世代が負担する割合がやや増加しています。

今後の公共施設の運営・整備については、人口減少社会の到来や年齢構成の変化を受けて、施設の効用が及ぶ期間を考慮した長期的な視点が必要です。

また、財政的制約や施設用途の変更も予想しながら、施設の長寿命化や投資の平準化、機能集約や統廃合なども含めた公共施設のあり方を検討し、品質、機能を保ちサービス提供ができるよう、効率的な管理を目指します。

有形固定資産の老朽化比率⁴

平成21年度	平成22年度
45.7%	47.5%

※平均的な値は、35%から50%までの間になります。

過去及び現世代の負担比率⁵

平成21年度	平成22年度
65.1%	64.5%

※平均的な値は、50%から90%までの間になります。

³地方公共団体がどのような資産を保有しているか(資産保有状況)及びその資産がどのような財源で賄われているか(財源調達状況)を対照表示した貸借対照表、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常的な費用)及びその行政活動と関係する使用料・手数料などの収益(経常的な収益)を対比させた行政コスト計算書、貸借対照表上の純資産へ計上された項目の変動を表した純資産変動計算書並びに地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを表した資金収支計算書(「キャッシュ・フロー計算書」とも言います)の4つの財務諸表をあわせたもの。

⁴町の資産について、どのくらい老朽化しているかを表す数値。平成21年度に比べ平成22年度では、その老朽化比率が増していることから、老朽化が進んでいることが分かる。(近隣自治体及び類似団体の数値は、平成21年度においては大崎市が47.0%、石巻市が49.2%、柴田町が47.4%となっている)

⁵町の社会資本整備について、過去及び現世代でどのくらい負担しているかを表す数値。平成21年度に比べ平成22年度では、その負担割合が減少していることから、今後の負担が増加したことが分かる。(近隣自治体及び類似団体の数値は、平成21年度においては大崎市が68.1%、石巻市が75.2%、柴田町が68.9%となってる)

【住民活動等関連施設】



【教育・子育て等関連施設】



【スポーツ等関連施設】



【公園等関連施設】



【町営住宅】



【その他の施設】



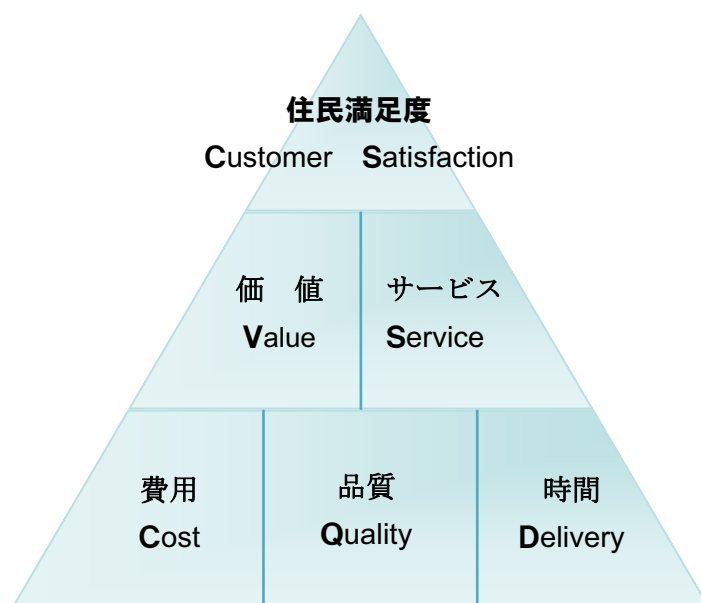
7 政策目標

政策指標には、住民満足度の平均点数を採用します。

住民満足度調査は、平成18年7月に実施し、今回の計画改定に当たっても平成23年7月に実施しています。

定期的に住民のみなさんの生活実感を把握することで、町の政策がどう評価されているのかを客観的に測るものです。

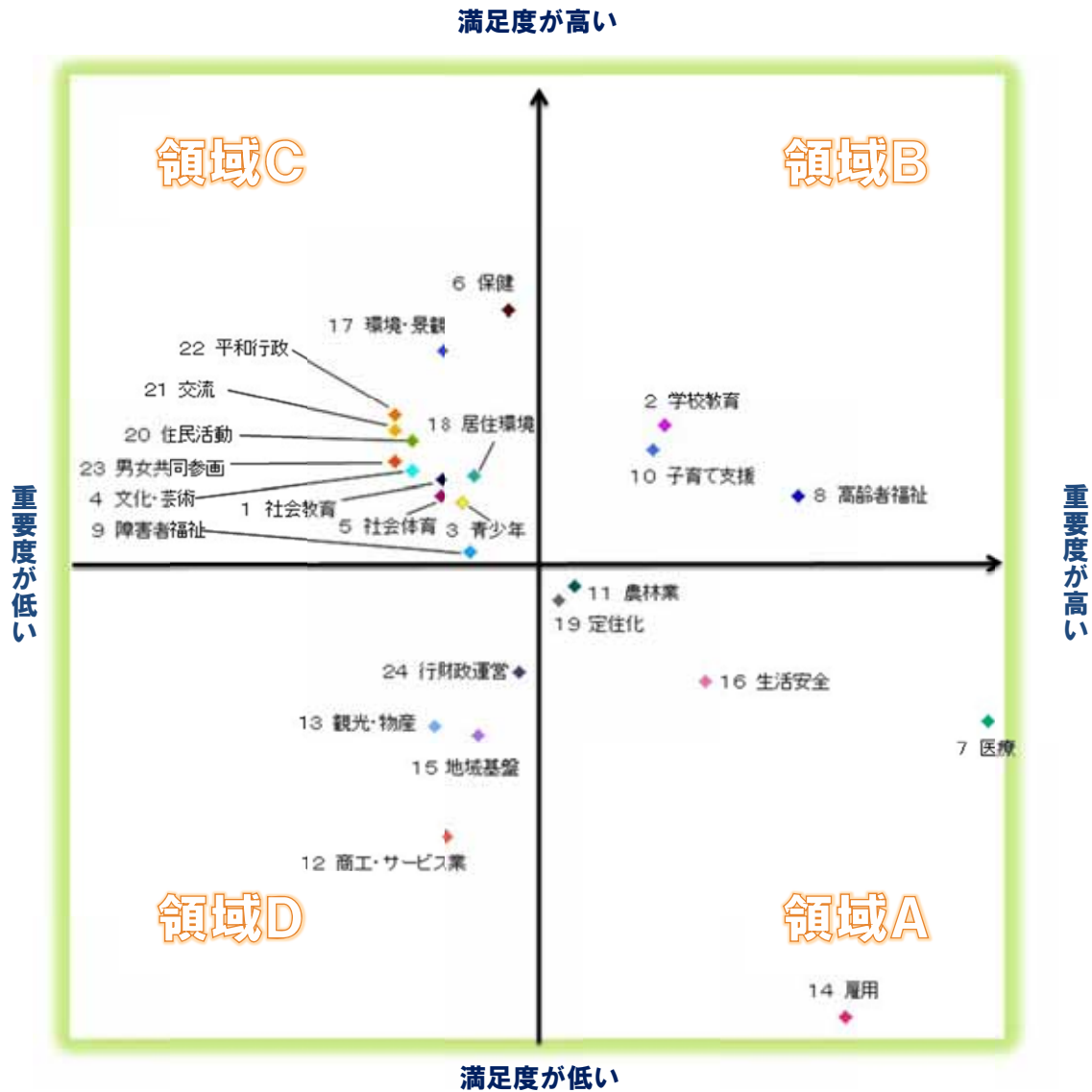
また、平成28年の目標値を設定するに当たっては、住民ニーズ⁶の変化に応えるため、主要課題や満足度及び重要度の分布状況等を考慮し、住民満足度の向上を図るよう目標値を設定しています。



【住民満足度を構成する要素⁷】

⁶必要性、要求、需要などのこと。

⁷行政サービスにおける費用と品質が価値を高め、品質と時間がサービスを高める。価値とサービスが住民満足度の向上につながるといった内容を図解したもの。



【住民意向調査による満足度・重要度の分布状況⁸⁾】

- 領域A：現状の満足度が低く、今後のまちづくりにおける重要度が高い分野です。
- 領域B：現状の満足度が高く、今後のまちづくりにおける重要度も高い分野です。
- 領域C：現状の満足度が高く、今後のまちづくりにおける重要度は低い分野です。
- 領域D：現状の満足度が低く、今後のまちづくりにおける重要度も低い分野です。

⁸⁾住民意向調査における満足度調査(0点から100点までの10点間隔で得点を選択する)と重要度調査(1番目に重要と思う分野に「1」を、2番目に「2」を、3番目に「3」を記入する。「1」を3点、「2」を2点、「3」を1点として換算したものを合計得点として算出)の2つの関係を見るため、縦軸に満足度を横軸に重要度をとり、各施策を4つのグループに分け表示。また、満足度調査と重要度調査の調査方法が異なることから、それぞれの偏差値を求め作成。なお、縦軸と横軸が交差する部分は、それぞれの偏差値50を指す。

指 標 名	平成18年	平成23年	目標値
			平成28年
住民満足度調査の平均点数	53.5点	54.5点	55.5点
生涯を通して学び楽しむまちづくり			
社会教育の充実	54.5点	56.0点	56.5点
学校教育の充実	55.5点	57.1点	58.1点
青少年の健全育成	—	55.6点	56.1点 注1
文化・芸術の振興	53.6点	56.2点	56.7点 注2
社会体育の振興	53.6点	55.7点	56.2点 注2
健やかで安心なまちづくり			
保健の充実	57.8点	59.4点	60.4点
医療の充実	48.4点	51.2点	52.2点
高齢者福祉の充実	54.6点	55.7点	56.2点
障害者福祉の充実	51.9点	54.6点	55.1点
子育て支援の充実	54.5点	56.6点	57.6点
力強い産業がいきづくまちづくり			
農林業の振興	52.6点	53.9点	55.4点
商工・サービス業の振興	56.6点	48.9点	51.0点 注3
観光・物産の振興	56.6点	51.1点	51.6点 注3
雇用の創造	43.5点	45.3点	51.0点
くらしやすさを実感できるまちづくり			
地域基盤の確立	51.3点	50.9点	51.4点
生活安全の確保	53.8点	52.0点	53.5点
環境・景観の保全・創造	58.4点	58.6点	59.1点
居住環境の質の向上	55.7点	56.1点	56.6点
自立をめざすまちづくり			
定住化の促進	53.1点	53.6点	55.1点 注4
住民活動の促進	55.7点	56.8点	57.3点
交流の促進	53.1点	57.0点	57.5点 注4
平和行政の推進	—	57.3点	57.8点 注1
男女共同参画社会の推進	—	56.4点	56.9点 注1
健全な行財政運営	50.6点	52.2点	53.2点

注1)平成23年調査において設問を追加

注2)平成18年調査では、「文化・スポーツの振興」として調査、平成23年調査で設問を分割

注3)平成18年調査では、「商工業の振興」として調査、平成23年調査で設問を分割

注4)平成18年調査では、「交流の促進と安定化対策」として調査、平成23年調査で設問を分割

8 計画の進行管理

多種多様化する住民ニーズの中で、町が果たすべき役割が果たされているのか。そして、本計画の目的が着実に達成されているのかを把握するため、計画の進行管理は不可欠です。

政策目標については、住民満足度を指標として採用することで、評価の客観性を確保し、住民の生活実感を定量的に把握した評価・検証を行います。また、施策目標については、施策展開により人や地域がどのように変化したかを把握するため、政策目標を補完する定量的又は定性的な成果目標を設定し、評価・検証を行うとともに、評価視点の多様性も確保します。

なお、総合計画に掲載された事務事業であってもその実施に当たっては、最少の経費で最大の効果をあげるために、評価や予算との連携を確保することはもとより、取り巻く情勢の変化に合わせて、毎年度、点検と見直しを行います。



第3編 基本計画(施策)

第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり

少子化社会を迎えて、児童・生徒の減少が続く本町においては、子どもや若者たちが生き生きと伸び伸びと育ち、一人ひとりが個性を発揮して活躍できる教育が求められています。

将来を担う心豊かな美里人を育むためには、“心の教育”の実践と“基礎的学力向上”への取組み、良好な環境を維持するための教育施設の再構築は、本町の主要課題の一つです。

政策1 社会教育の充実

- 施策 1 学習ニーズに則した魅力的な学習機会の充実
- 施策 2 生涯学習拠点施設の整備と機能の充実
- 施策 3 住民による主体的な学習の推進
- 施策 4 図書館資料と情報提供の充実
- 施策 5 読書活動の推進

政策2 学校教育の充実

- 施策 6 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進
- 施策 7 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実
- 施策 8 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進
- 施策 9 安全・安心を確保するための対策
- 施策10 学校給食の充実、食育の推進
- 施策11 就学前教育の充実

政策3 青少年の健全育成

- 施策12 青少年の学習活動の提供と社会的な自立への支援
- 施策13 地域の教育力を向上させるための対策

政策4 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

- 施策14 地域の特徴を活かした芸術・文化活動を推進するための対策
- 施策15 歴史・文化を保存し継承するための対策

政策5 社会体育の振興

- 施策16 健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進
- 施策17 スポーツ施設の機能充実と活用の促進

政策1 第1節 社会教育の充実

施策1 第1項 学習ニーズに則した魅力的な学習機会の充実

【現状と課題】

- 本町では、ライフステージ⁹における様々な課題に対応した教室・講座・学級を開催しています。しかし、近年では参加者の固定化の傾向が見られ、今後は、多くの住民が参加しやすい学習環境の整備に努めなければなりません。
- 学習成果を本人の生きがいや健康づくりに役立てる一方、地域社会への貢献につなげたいと望む学習者も多く見受けられます。今後は、こうした住民の学習成果を社会貢献活動につなげられるような対策が求められます。
- 生涯学習の振興における地域の主体的な取組みと人材育成への支援が求められます。
- 社会情勢を反映した生涯学習振興計画の見直しが必要です。

【施策の展開】

- (1) 生涯学習振興計画の見直しを進めるとともに、社会の変化やライフステージにおける様々な課題に対応した学習体制の拡充を図ります。
- (2) 健康で生きがいのあるくらしのため、社会貢献活動につなげる学習活動を推進します。
- (3) 豊かな心を育む学習の場の充実を図ります。

【主要な目標】

意 図	様々な課題に対応した学習体制の拡充を図る。					
対 象	各種教室・講座の参加者					
指標名	公民館(地区公民館)が主催する各種教室・講座の満足度					
指標の考え方	一層魅力的な学習機会の提供につなげるため、各教室・講座の参加者に対して、アンケート調査を実施します。アンケート調査における参加者満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑

⁹ 幼年期から老年期まで、出生、入学、就職、結婚、子育て及び退職など、いくつかの節目によって区分された段階のこと。

【具体的な取組み】

- (1) 青少年問題等を踏まえた生涯学習振興計画の中間見直し
- (2) 生涯を通じた学習機会の提供及び相談（乳幼児、青少年、成人、高齢者の各段階）
- (3) 現代の課題に対応する学習機会の提供（国際化、情報化、環境問題、高齢化社会、人権等）
- (4) 各関係機関との連携による出前講座の開催《施策28と連携》
- (5) 生涯学習指導者及びボランティア人材の発掘
- (6) 豊かな生活を送るための学習機会の提供（健康、消費生活、防災・防犯、まちづくり等）
- (7) 赤ちゃんふれあい体験等の家庭教育に関する学習機会の提供《施策31と連携》

施策2 第2項 生涯学習拠点施設の整備と機能の充実

【現状と課題】

- 本町では、美里町公民館をはじめ小学校区ごとに地区公民館が設置され、各種教室、講座はもとより、各種団体の会議、研修、サークル活動、地域住民の憩いの場となっています。
- 平成24年度から小牛田地域のすべての地区公民館の運営が、地区住民による指定管理¹⁰に移行します。
- 生涯学習推進拠点となる施設の維持管理、計画的な修繕等が求められています。
- また、定住自立圏構想¹¹により、近隣市町との連携も求められています。社会教育施設の相互利用による利便性の向上とあわせ、使用料の統一などの整理が必要です。

【施策の展開】

- (1) 誰もが利用しやすく親しめる施設運営を目指すとともに、長寿命化や更新時期の平準化の検討を進めるとともに、ライフサイクルコスト¹²を考慮した施設管理に努めます。
- (2) 近隣市町との連携を強化し、社会教育施設の相互利用を促進します。また、使用料の見直しを行います。

¹⁰指定管理者制度。公民館や体育館など、公の施設の管理・運営を地方公共団体が指定した企業や団体等に行わせることができる制度

¹¹地方の人口減少と少子高齢化が今後も予測される中、圏域全体で連携・協力し、生活基盤を確保して住みよいまちづくりを推進することを目的とする。平成22年10月に大崎市と定住自立圏形成協定を締結

¹²建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体など、建物の全生涯に要するトータルコストを言う。

【主要な目標】

意 図	利用しやすく親しめる生涯学習施設の整備運営					
対 象	住民					
指標名	住民一人当たりの公民館・地区公民館の年間利用回数					
指標の考え方	誰もが利用しやすく親しめる施設運営を行い、公民館・地区公民館の拠点性を高めるため、住民一人当たりの公民館・地区公民館の年間利用回数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	5. 9回	5回	6回	6回	6回	6回

【具体的な取組み】

- (1) 公民館本館、地区公民館における施設・設備の保守管理の徹底及び計画的な修繕
- (2) 使用料の見直しや有料化の検討
- (3) 指定管理者職員の育成とサポート

施策3 第3項 住民による主体的な学習の推進

【現状と課題】

- 本町では、各地域で生じている様々な課題について、住民との協働による取組みを進めています。住民一人ひとりが、そして、町と地域がそれぞれの課題を認識することが必要です。
- 地域住民自らが地域の課題を発見し、解決できるような環境づくりが求められています。
- 地域住民の知識や技術を地域に還元したり、学んだ成果を生涯学習事業やコミュニティづくりに生かすことができるよう、支援体制の確立を図るとともに、住民による主体的な学習活動の支援が必要です。
- 各社会教育団体の指導者を育成するとともに、自主・自立した運営ができるよう支援が必要です。

【施策の展開】

- (1) 住民の主体的な学習活動を推進します。
- (2) 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励に努めます。
- (3) 団塊の世代¹³等の社会参加を促進するため、環境整備と機会の創出を図ります。
- (4) NPO¹⁴や住民団体との協力・協働の取組みを促進します。
- (5) 地域づくり・まちづくりに関する学習機会の充実を図ります。

【主要な目標】

意 図	住民の主体的な学習の推進を図る。					
対 象	住民					
指標名	住民による自主企画講座・講習会等の開催回数					
指標の考え方	住民の主体的な学習の推進を図るため、住民自らが行う講座、講習会などの開催回数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	168回	158回	170回	170回	180回	180回

【具体的な取組み】

- (1) 住民による自主企画講座や企画展などの開催支援
- (2) 住民が職業や学習を通じて培った経験を生かし、学校や地域に貢献できる環境の整備
- (3) 社会教育団体やNPO等との協働事業の推進

¹³昭和22年～昭和24年(1947年～1949年)ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多い。

¹⁴継続的に民間非営利活動(営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動)を行う団体。NPOは Non-Profit Organization の略語

【施策4】 第4項 図書館資料と情報提供の充実

【現状と課題】

- 資料の収集については、近代文学館の開館以来、継続的に取り組んでいます。
- 平成18年には、南郷図書館を開館し、住民の読書活動を支援するとともに、図書等の充実を図っていますが、郷土資料の収集については、十分に行われていません。
- 今後は、積極的な収集と保存が重要になりますが、同時に保存をしていくための収蔵場所の確保が求められます。
- 学校図書館のデータ化及びネットワーク化については、目録の電子化をはじめ、運用形態を考慮しながら進める必要があります。
- 近年、電子媒体による情報取得が主流となっており、インターネットによる資料活用等を検討していく必要があります。

【施策の展開】

- (1) 図書、雑誌及び視聴覚資料の収集保存に努めます。
- (2) 郷土資料の積極的な収集保存を行うための体制を整えます。
- (3) 生涯学習の中核施設として、多様化するニーズや読書活動を支援し、電子媒体を含めた情報提供サービスの充実に努めます。
- (4) 図書館と小学校・中学校図書室が連携を図り、図書の有効活用と図書館機能の充実に努めます。

【主要な目標】

意 図	図書館機能の充実に努める。					
対 象	住民					
指標名	図書貸し出しの実人数					
指標の考え方	多様化するニーズに対応するため、図書及び視聴覚資料を充実させることにより、図書貸出実人数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	4,100人	4,280人	4,360人	4,450人	4,540人	4,630人

【具体的な取組み】

- (1) 資料を整理保存し、提供するための図書館システムの更新
- (2) 文化財保護委員会、図書館運営審議会等と連携した郷土資料の調査、収集及び整備
- (3) 学校図書室との連携
- (4) 住民のニーズに即した図書貸出サービスの充実
- (5) 図書・資料のインターネット検索と図書予約検索による情報提供サービスの充実

施策5 第5項 読書活動の推進

【現状と課題】

- 継続的な読書活動の推進を開館以来行ってきています。近年、テレビやインターネット等の普及により、子どもの読書離れが進み、図書館の利用も減少傾向にあります。
- また、20歳代以上を対象としたサービス提供が不足しているため、今後は幅広い年齢層、利用者への対応が課題となります。

【施策の展開】

- (1) 図書館が住民にとって利用しやすいものとなるよう、読書環境の一層の整備に努めます。
- (2) 子ども読書推進活動計画の実施状況を検証するとともに、計画の見直しを行います。
- (3) 乳幼児期から本に親しむための支援や、児童・生徒の学習相談に対応できる体制の整備に努めます。
- (4) 図書館に来館が困難な利用者への図書貸し出しにも配慮するなど、子どもから高齢者まですべての住民にとって、図書館が学びの場となるよう利用の促進に努めます。
- (5) ボランティアの協力の下に、絵本の読み聞かせやおはなし会などの読書推進活動を展開します。また、ボランティアの養成と活動支援に努めます。

【主要な目標】

意 図	読書活動を推進する。					
対 象	図書館利用者					
指標名	町民一人当たりの年間貸出冊数					
指標の考え方	貸し出し冊数の伸びは、読書活動の推進が図られた結果です。 このことから、町民一人当たりの年間貸出冊数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	6.7冊	7.0冊	7.2冊	7.4冊	7.6冊	7.8冊

【具体的な取組み】

- (1) 図書館利用の広報活動
- (2) 子ども読書推進計画の見直し
- (3) 幼児を対象とするブックハロー（本との出会い）事業
- (4) 図書館、幼稚園、学校等における読み聞かせ活動の推進
- (5) 読み聞かせボランティアの活動支援
- (6) 来館が困難な方への図書貸出
- (7) 図書館まつりなどによる図書館事業のPR

政策2 第2節 学校教育の充実

施策6 第1項 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

【現状と課題】

- 「美里町の学校教育ビジョン」に基づき、個性、心、基礎的学力を重視した教育を推進するため、少人数指導の取組みや学力向上支援員の配置、学力向上委員会が中心となった取組みを行ってきました。
- 教育ビジョンについての学校現場での評価についても、概ね、順調に進んでいるという評価が多いことから一定の成果をあげてきました。
- しかし、基礎的学力の向上については、成果がそれほどあがっていない学校もあることから、今後はこれまで以上に、学校の実情にあわせた対応が望まれます。
- 義務教育期の基礎的学力の定着を図るとともに、自ら考え、判断し、表現する応用力の育成が重要課題となっています。

【施策の展開】

- (1) 学校教育ビジョンに基づいた子ども一人ひとりの個性を重視した教育と、情操及び道徳性を生み高める“心の教育”に取り組めます。
- (2) 子ども一人ひとりの学力の向上を図るため、個々の能力に応じた指導を充実します。
- (3) 豊かな人間性とたくましい身体を育むための取組みを、学校・家庭・地域と連携を図りながら実践します。
- (4) 不登校の解消に向け、教育相談体制の充実を図ります。
- (5) 小学校における英語活動、小・中学校の連携や高等学校との交流活動への取組み等から、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。
- (6) 高等教育等を希望する学生に対する就学支援を継続して行います。

【主要な目標】

意 図	基礎的学力の向上を図る。					
対 象	町立小学校及び中学校の児童・生徒					
指標名	全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差					
指標の考え方	美里町の学校教育力アップの具体的な取組みの一つとして、みやぎ単元ライブラリー（国語・算数・数学）を活用し、全国学力・学習状況調査の県平均を1ポイント以上上回ることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	△3.9	—	1ポイント以上	1ポイント以上	1ポイント以上	1ポイント以上

【具体的な取組み】

- (1) 学校教育ビジョンの見直し
- (2) 少人数指導の拡充
- (3) 教員補助員等の配置
- (4) 学校教育専門指導員等の効果的な活用
- (5) 学力向上委員会の活性化
- (6) 小学校における英語活動の推進
- (7) 小・中学校や高等学校との交流活動の推進
- (8) 奨学金貸与事業の充実

施策7 第2項 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実

【現状と課題】

- 学校教育の充実を重要と考えている住民は多く、これまでに、教育施設の建設や修繕を計画的に行ってきたことは、子育てを行っている年代層の住民満足度調査の結果にも表れています。
- 少子化や教育施設の老朽化は、近年著しく進行しています。東日本大震災においても、大きな被害を受けましたが、その現実を踏まえた統廃合の議論がなされていません。
- 教育に関する考え方は多岐にわたることが想定され、結論を得るまでに長期間を要することから、早期に計画を住民に示し、その議論を行う必要があります。
- また、学校施設の耐震化率は100%となっていますが、今回の東日本大震災により大きな被害を受けたことから、施設の修繕計画の見直しが必要となります。
- 今後も一層進むと予想される情報化社会への対応は、次代に生きる子どもたちにとって、大きな課題となっています。
- 小・中学校では、学習指導要領の改訂に伴い、教材等の整備が必要となります。

【施策の展開】

- (1) 教育施設の適正な規模と配置を目指し、学校教育施設の再編を見据えた施設等の整備計画を作成し、年次計画に基づいた施設の修繕や設備・備品の整備を進めます。
- (2) 小・中学校における情報教育の環境を、年次計画に基づき整備し、情報教育の充実に努めます。

【主要な目標】

意 図	教育施設の適正な規模と配置を目指す。
対 象	町立幼稚園・小学校・中学校
目 標	少子化や施設の老朽化が進行する中、教育施設の適正化を図るため幼稚園、小・中学校の再編を見据えた、望ましいと考えられる配置数に努めます。 ※文部科学省では、中学校で各学年3クラス、小学校で各学年2クラスを望ましい規模としています。

【具体的な取組み】

- (1) 教育施設の震災復旧事業の早期完了
- (2) 学校教育施設再編計画の策定《施策10、施策62と連携》
- (3) 計画的な教育施設等の修繕及び設備の整備
- (4) 教材用パソコンの有効活用

施策8 第3項 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

- 地域や保護者の理解と協力により、いじめや不登校及び問題行動は少ない状況です。学級崩壊などの大きな問題もほとんど見られず、安定した落ち着いた学校生活を過ごしています。
- 地域の人材活用や組織化については、学校によって差が見られる状況です。また、職場体験学習における事業所の確保が難しくなっています。

【施策の展開】

- (1) 情報発信と外部の意見を広く取り入れながら、より良い学校づくりと教育環境の整備に努めます。
- (2) 学校において、地域の人材を積極的に活用します。また、こうした取組みから生活体験に根差した教育を提供するとともに、地域と連携した学校づくりを進めます。
- (3) 防犯活動、非行防止運動、クラブ活動、部活動、図書館教育等に、地域の人材を積極的に活用し、地域が支える学校運営を進めます。
- (4) 職場体験学習や職場見学など、地域内外の教育資源を効果的に活用した“志教育”¹⁵を推進するために、地域・企業等の連携体制の構築に努めます。
- (5) 子ども同士が遊びを通して、社会性を養うための身近な遊びの確保など、「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童対策を展開します。

¹⁵小中高において人や社会とかがかわる中で社会性・勤労性を養い、社会で果たすべき自己の役割を考え、将来の生き方を主体的に探究するよう促す教育（宮城県教育振興基本計画より）

【主要な目標】

意 図	地域に開かれた学校づくりを推進する。					
対 象	幼稚園、小・中学校における学校評議員 ¹⁶ 会					
指標名	幼稚園、小・中学校における学校評議員会の開催率					
指標の考え方	学校評議員会の充実が、より良い学校づくりと教育環境づくり、地域に開かれた学校づくりにつながることから、各学校評議員会の会議開催を3回／年（100%）の開催を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	50%	50%	83%	91%	100%	100%

【具体的な取組み】

- (1) 幼稚園、小・中学校における学校評議員会制度の拡充
- (2) 教育人材バンクの組織化及び研修会の実施
- (3) 学校支援ボランティア¹⁷組織の拡充
- (4) 「志教育」の推進と関係機関との連携
- (5) 放課後児童対策

施策9 第4項 安全・安心を確保するための対策

【現状と課題】

- 不審者の出没は減少する傾向が見られません。
- 本町においては、凶悪な事件の発生はない状況ですが、不審者の出没情報が、年に数回寄せられています。
- スクールバスについては、幼稚園1km、小学校2kmの通園・通学距離を基本とし、距離的な制限を設けて運行していますが、近距離での利用希望もあります。今後、安全・安心を最優先にした運行計画についても検討が必要となっています。
- 徒歩で通学する児童やスクールバス降車後の児童の安全確保については、防犯組織の拡充が課題となっています。
- 東日本大震災を受けて、防災教育の点検・見直しを行う必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響が美里町にも及んでいることが明らかとなり、児童・生徒の放射能への不安や関心が高まっており、不安解消や防御体制の確立を図る必要があります。

¹⁶開かれた学校運営を推進するため、校長の推薦により教育委員会が委嘱。学校ごとに校長の求めに応じ、教育活動の実施、学校と家庭や地域との連携の進め方や教育活動の参加等について幅広く意見や助言を行う。

¹⁷保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校を支援すること。

【施策の展開】

- (1) 学校、PTA、地域組織、老人クラブ等、個々に防犯活動を行っている団体・組織を有機的に結び付ける連携体制の充実を図ります。
- (2) 住民一人ひとりが「地域の子どもたちを見守る意識」を高めるための啓発活動を積極的に展開します。
- (3) 一定距離以上の地域に通園バス、通学バスを運行します。
- (4) 学校防災マニュアルの見直しを行い、防災教育の充実を図ります。
- (5) 子どもたちを放射能被害から守るため、放射線量の測定をはじめ、安全対策を進めます。

【主要な目標】

意 図	地域の子どもたちを見守る意識の向上					
対 象	住民					
指標名	児童一人当たりの防犯組織加入者率					
指標の考え方	児童・生徒の登下校時の安全を確保するためには、地域住民の協力を得ることが不可欠です。各学校に地域見守り隊が組織されていますが、さらに活動を推進するために、加入者を増やすことを目標としました。 (防犯組織加入者数÷町内小学校児童数×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	46%	50%	50%	55%	55%	60%

【具体的な取組み】

- (1) 各防犯組織の連携体制の充実《施策47と連携》
- (2) 通学路の街灯設置《施策44と連携》
- (3) 歩道及び自転車道の設置
- (4) 防犯教室、研修会等の開催
- (5) 通園バス、通学バス運行の継続
- (6) 学校防災マニュアルの見直し
- (7) 空間放射線量の測定と安全対策《施策46と連携》

施策10 第5項 学校給食の充実、食育の推進**【現状と課題】**

- 小牛田地域の学校給食施設は自校方式、南郷地域はセンター方式となっています。
- 小牛田地域の給食施設では、施設や設備の老朽化が進み、今後は、計画的な施設の改修と設備の更新を進めなければならない状況です。
- 義務教育期は、望ましい食習慣を身につける重要な時期であり、学校給食は生きた教材としての役割があります。子どもたちに対し、安全で安心な給食の提供と食に対する感謝の心を育む食育¹⁸の推進が求められます。

【施策の展開】

- (1) 生涯を通して元気で健康な身体をつくるために、美里町食育推進計画に基づき、食の教育を重点的に実践します。
- (2) 食農教育を推進する観点から、地産地消¹⁹に積極的に取り組みます。
- (3) 衛生管理を徹底するため、ドライ化を目指した各学校の給食施設の整備に努めます。

【主要な目標】

意 図	望ましい食習慣を身に付ける。					
対 象	小・中学校の児童・生徒					
指標名	朝食の摂取率					
指標の考え方	将来にわたり健康であるためには、義務教育期に望ましい生活習慣を定着させることが大切です。国でも「早寝早起き朝ごはん」運動を推進しているように朝食の摂取が特に重要であることから、朝食摂取率を100%にすることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	90%	90%	95%	100%	100%	100%

【具体的な取組み】

- (1) 食育推進計画に基づいた食育の推進《施策12、施策18と連携》
- (2) 地産地消の推進《施策38と連携》
- (3) 給食施設・設備の整備《施策7と連携》
- (4) 学校給食等の放射能測定の実施《施策46と連携》

¹⁸生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる取組み。

¹⁹地元で生産されたものを地元で消費するという意味

施策11 第6項 就学前教育の充実

【現状と課題】

- 幼稚園施設については、平成24年度に小牛田中学校区における統合幼稚園の設置が予定されており、町全体で適正規模の施設環境が整います。
- 少子化が進行しているにもかかわらず、預かり保育の希望者は増加傾向にあります。また、駅東地区の住宅地開発により、受け入れ環境の地域間格差も予想されることから、預かり保育の充実、幼稚園と保育園の連携を一層図っていかねばなりません。

【施策の展開】

- (1) 安全・安心な園舎整備と効果的な幼児教育の観点から幼稚園の統合を行います。
- (2) 家庭、地域、幼稚園の三者による総合的な幼児教育を積極的に推進します。
- (3) 幼稚園と保育園（所）の連携・融合を推進するとともに、幼児生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。

【主要な目標】

意 図	待機園児の解消を図る。					
対 象	預かり保育を希望する幼稚園児及び保護者					
指標名	預かり保育の待機園児数					
指標の考え方	預かり保育を希望する保護者は年々増加しています。預かり保育の充実は、子育て支援の面からも重要なことから、待機児童の解消を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【具体的な取組み】

- (1) 統合幼稚園の建設及び教育施設機能の充実
- (2) 幼稚園教育の充実（3歳児保育、預かり保育等）
- (3) 幼稚園と保育園（所）の連携・融合の推進《施策30と連携》
- (4) 幼保一体となった取組みの推進《施策30と連携》

政策3 第3節 青少年の健全育成

施策12 第1項 青少年の学習活動の提供と社会的な自立への支援

【現状と課題】

- 本町では、子どもから青年層までを対象に年代ごとに多種多様な教室・講座を開設しています。
- 特に、幼児から小学生までを対象とした事業は実施の要望が強く、参加者のアンケートからも継続した取組みが求められています。
- しかし、その一方で職員数が減少し、思うような事業展開が難しい状況となっており、今後、いかに学習機会の充実を図っていくかが課題となります。
- 平成24年度から勤労青少年ホームを制度上廃止しますが、青年対象事業については、町の将来を担うリーダー育成の位置付けのもと、引き続き実施する必要があります。
- 様々な問題を抱えて社会的に孤立するニート²⁰や引きこもり²¹が社会問題となっています。

【施策の展開】

- (1) 自立した社会性のある豊かな人間性を形成するため、多種多様な学習活動の機会の創出と充実に努めます。
- (2) 青少年の社会的自立を育む体験活動や社会参加機会の提供に努めます。
- (3) ふるさと教育、ふるさと学習の推進による「美里町への愛着と誇り」の醸成を図ります。
- (4) 国際交流・平和学習等を推進します。
- (5) 情報化社会に適応するための正しい知識の習得に努めます。

【主要な目標】

意 図	社会性のある豊かな人間性を形成する。					
対 象	青少年					
指標名	各種教室・講座の満足度					
指標の考え方	各教室・講座の参加者に対して、アンケート調査を実施します。アンケート調査における参加者満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値以上

²⁰教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態を指した造語。15～34歳で、非労働力人口のうち家事や通学、求職活動に至っていない方をニートとして定義

²¹様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

【具体的な取組み】

- (1) リーダー養成講座(小学生リーダー、中学生リーダー、ジュニアリーダー、ヤングリーダー)
- (2) 多様な学習機会の提供(国際理解、非核・平和学習、郷土学習等)
- (3) 体験活動推進事業(自然体験、創作体験、交流体験、職業体験等)
- (4) 食育推進事業《施策10、施策18と連携》
- (5) 青年教育事業

施策13 第2項 地域の教育力を向上させるための対策

【現状と課題】

- 各小学校区に放課後子ども教室を開設していますが、平成24年度から、小牛田地域のすべての地区公民館の運営が、地区住民による指定管理に移行することから、町が行ってきた地区公民館事業についても、これまで以上に「地域の子どもは地域で育てる」といった意識が求められ、地域のより一層の協力が求められます。
- 本町には、青少年健全育成に関わる団体が複数あることから、事業の整理や組織の統合を進め、機能集約を図るとともに、地域の教育力を高めることが求められます。

【施策の展開】

- (1) 子どもが健やかで心豊かに育ち、家庭が安心して子どもを産み育てることができ、地域全体で喜びや楽しみをわかちあえる環境づくりを目指します。
- (2) たくましく思いやりのある青少年を育成するため、家庭・学校・地域が一体となり、地域の教育力向上に向けたよりよい環境づくりを目指します。
- (3) 地域における青少年の健全育成機能や教育環境の向上を図るため、青少年を取り巻く環境の浄化や非行防止に向けた取組みを充実します。
- (4) 青少年健全育成に関わる団体の整理、統合を進め、地域の教育力向上を目指します。

【主要な目標】

意 図	地域の教育力向上を図る。					
対 象	住民					
指標名	青少年健全育成指導者等の数					
指標の考え方	地域における青少年の健全育成機能や教育環境の向上を図るため、青少年健全育成指導者等の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	35人	35人	37人	39人	41人	43人

【具体的な取組み】

- (1) 青少年健全育成指導者等の育成及び制度の確立
- (2) 青少年健全育成団体の活動支援
- (3) 学校教育と社会教育が連携・融合（学社融合）した取組み
- (4) 地域資源（人材・施設・情報）を活用した交流・学習活動の支援
- (5) 居場所づくり事業
- (6) こどもふれあいまつり事業
- (7) 青少年健全育成団体の整理、統合の検討、実施

政策4 第4節 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

施策14 第1項 地域の特色を活かした文化・芸術活動を推進するための対策

【現状と課題】

- 本町の文化・芸術活動は、文化協会に加盟する団体をはじめ、多くの個人・団体によって自主的に展開されています。
- 今後とも住民の自主的な取組みから、個々の活動を一層活性化させるとともに、これらの活動が「人づくり」、「まちづくり」につなげていくことが求められます。
- 文化協会加盟団体の構成員や各種サークルの加入者が高齢化してきています。
- 幼少期から質の高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化・芸術をリードする人材の養成と地域の特色を生かした新たな文化・芸術の創造が求められます。
- 美里町文化会館をはじめとする町内の公共施設において、文化・芸術を鑑賞する機会が提供されています。計画的な施設の修繕・整備を図るとともに、文化・芸術振興の核となる文化会館指定管理者との連携と継続した支援が求められます。

【施策の展開】

- (1) 文化・芸術活動を担う人材や団体の育成を図ります。
- (2) 地域の特色を生かした多彩な文化・芸術活動を推進します。
- (3) 子どもたちの文化・芸術活動の充実を図ります。
- (4) 文化・芸術振興の核となる文化会館の活用促進を図るため、文化会館指定管理者との連携、継続した支援を行います。

【主要な目標】

意 図	芸術文化活動の充実を図る。
対 象	住民
目 標	地域の文化・芸術の振興を図るため、芸術文化に触れる機会の充実と、文化活動への支援を積極的に行います。

【具体的な取組み】

- (1) 文化・芸術活動を行う場や情報の提供
- (2) 文化・芸術活動を行う個人や団体の育成
- (3) 多彩な文化・芸術に触れ、主体的に参加できる環境づくり
- (4) 地域の文化・芸術を地域経済や観光等、広くまちづくりに生かす取組み
- (5) 学習活動の成果や文化活動の成果を地域で鑑賞・発表できる環境づくり
- (6) 子どもたちの豊かな心や感性・創造性を育むため、伝統文化や現代の文化・芸術に触れる機会の充実
- (7) 学校の文化・芸術活動を地域ぐるみで支援する体制づくり

施策15 第2項 歴史・文化を保存し継承するための対策

【現状と課題】

- 本町には、国指定史跡山前遺跡をはじめとする埋蔵文化財が数多く存在しており、適切な保存が求められます。
- 住宅地の地下に埋蔵されている遺跡も多く、個人住宅、事業所等の建替等に伴う調査費用の公費負担が求められています。また、東日本大震災の影響により、その件数は増加しています。
- 本町には、町指定無形民俗文化財の神楽をはじめとする民俗芸能や伝統行事があります。しかし、近年、伝承者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。
- 町内に存在する未指定の文化遺産については、調査と研究及び保存と伝承に努めるとともに、文化財指定や財政措置等も含めた、具体的な保護策が求められています。
- 伝統芸能や伝統行事等の地域に息づく歴史や文化についても、地域共通の財産として、その継承に努めていかなければなりません。

【施策の展開】

- (1) 町内の文化遺産の保護を推進するために「文化財保護意識の向上」、「文化財保護体制の確立」、「文化財保護施設の整備」を目指します。
- (2) 関根神楽をはじめとする無形民俗文化財の保存・伝承に努めます。
- (3) 埋蔵文化財をはじめとする各種文化遺産の保護・保存に努めます。
- (4) 指定・未指定を問わない文化遺産全体の調査・研究を推進します。
- (5) 町収蔵資料及び町内所蔵資料の把握と整理・活用を図ります。
- (6) 様々な資料を整理・保存するための施設と設備の充実を図ります。

【主要な目標】

意 図	文化財保護意識の向上を図る。
対 象	住民
目 標	町内の文化遺産を積極的に保護するとともに、民俗芸能の継承をはじめ、失われる危険性の高い文化遺産の保護を通じて、指定・未指定を問わない住民の文化遺産の保護、保存意識の向上に努めます。

【具体的な取組み】

- (1) 無形民俗文化財の継承及び活動支援
- (2) 文化遺産の町指定化の実施
- (3) 埋蔵文化財の保存と調査の実施
- (4) 過去の発掘調査出土品の整理
- (5) 町の収蔵資料の整理と活用
- (6) 郷土の歴史や文化財に関する学習機会の提供
- (7) 歴史資料となる行政文書の整理、保管
- (8) 文化財関係出版物の刊行
- (9) 遺跡標柱、文化財看板の整備等
- (10) 指定・未指定を問わない文化遺産の調査と研究
- (11) 各種文化遺産の保存や歴史学習の個別支援

政策5 第5節 社会体育の振興**施策16 第1項 健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進****【現状と課題】**

- 子どもたちの基礎体力の向上、現役世代のストレス解消、高齢者の健康づくりや生きがいづくりには、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通して健全な精神と体力を保持することが大切です。
- 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツ社会の実現には、住民一人ひとりの活動と併せて、地域スポーツの振興が必要です。
- 平成24年度から体育館やスイミングセンター等の主要な体育施設は、指定管理に移行するため、指定管理者とスポーツ振興における方向性、事業展開について連携を図り、社会体育の更なる推進とサービス向上を図ることが求められます。

【施策の展開】

- (1) 健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進を目指します。
- (2) 地域コミュニティの推進と青少年の健全育成を図るために、より多くの地区に総合型地域スポーツクラブ²²が設立されるよう支援します。
- (3) 住民の主体的な活動を奨励するため、体育協会及びスポーツ少年団の組織強化を支援します。
- (4) スポーツ推進委員やスポーツ普及員をはじめ、各種スポーツ指導者の確保と養成を行います。また、指導時の不慮の事故における賠償責任から指導者を守るための体制の整備等を図ります。
- (5) 指定管理者と連携し、従来の大会・行事はもちろんのこと、気軽にできるスポーツの普及や自然を活用したウォーキングなどアウトドアスポーツの振興を図ります。
- (6) スイミングセンターを気軽に利用してもらえるよう努めるとともに、これまで実施してきた教室や事業等の一層の充実を図ります。

【主要な目標】

意 図	スポーツ活動をより身近なものとする。					
対 象	住民					
指標名	総合型地域スポーツクラブの数					
指標の考え方	日常的にスポーツに親しみ「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツ社会の実現には、地域スポーツの推進が必要なことから、各地区に設置される総合型地域スポーツクラブの増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	2団体	2団体	設立準備	3団体	4団体	5団体

²²年齢・性別を問わず、生涯を通して継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す地域に根ざした自主運営型の複合型スポーツクラブ

【具体的な取組み】

- (1) スポーツ基本法の周知とスポーツ振興計画の策定
- (2) 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- (3) スポーツ推進委員、スポーツ普及員等の指導者育成
- (4) 体育協会、スポーツ少年団の活動支援
- (5) スポーツ大会、スポーツ教室の開催
- (6) アウトドアスポーツの推進
- (7) スポーツ器具・用具の有効活用と情報の提供
- (8) ニュースポーツ²³等の普及促進

施策17 第2項 スポーツ施設の機能充実と活用の促進

【現状と課題】

- 東日本大震災により、各スポーツ施設に大きな被害を受けたことから、施設維持管理計画を見直す必要があります。
- 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」よう、良好な施設環境の保持と併せ、効率的な施設運営・管理が求められています。

【施策の展開】

- (1) スポーツ施設の機能充実と活用の推進を目指します。
- (2) 利用者間における利用要望日時の緊密な調整により、効率的な施設利用を図るとともに、各種スポーツイベントの誘致や企画事業の開催によって、施設の有効的な利活用を図ります。
- (3) 施設使用料については、受益者負担の原則から現在の使用料体系を見直し、そのコストに見合う良質なサービスの提供に努めます。
- (4) 農業者トレーニングセンターと南郷体育館において一般開放スペースを確保し、“いつでもだれもが”気軽に運動ができる環境をつくります。
- (5) 生涯スポーツ、地域スポーツを推進するため、学校と緊密な調整を図り、学校施設の開放を積極的に進めます。
- (6) スポーツをしたい人や健康づくりをしたい人が、気軽に訪れ相談できる環境を整備します。
- (7) 東日本大震災を受け、施設維持管理計画を見直します。

²³技術やルールが比較的簡単で、競うことよりも誰もが気軽に楽しめることを目的として、新しく考案されたスポーツの総称

【主要な目標】

意 図	日常的にスポーツ施設を利用する住民を増やす。					
対 象	住民					
指標名	住民一人当たりのスポーツ施設の年間利用回数					
指標の考え方	スポーツ施設の年間利用回数の伸びは、日常的にスポーツを楽しむ住民が増えたこと、気軽にスポーツ施設を利用できる環境につながった結果であることから、住民一人当たりの年間利用回数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	1. 49回	1. 48回	1. 49回	1. 50回	1. 51回	1. 52回

【具体的な取組み】

- (1) 住民が気兼ねなく、スポーツについての相談ができる環境の整備
- (2) 利用者のニーズに合わせたスポーツ施設・器具の整備や充実
- (3) 施設使用料の見直し
- (4) 体育館における一般開放スペースの確保
- (5) 学校施設開放の推進
- (6) スイミングセンターの利用促進
- (7) 施設維持管理計画の見直し

第2章 健やかで安心なまちづくり

私たちの幸せな暮らしを築く原点は、“健康で丈夫な身体づくり”です。そのためには本人が健康に対する意識を高めることが最も大切です。

住民一人ひとりが年齢に関係なく、健康に対する意識を強く持ち、“自分の健康は自分で守る”“家族の健康は家族で守る”といった健康に対する意識改革を着実に進める取組みが求められています。

また、健やかな子どもの成長を社会全体で支え、安心して子育てができる環境づくりは、少子高齢社会を迎えた中、本町の主要課題の一つです。

政策6 保健の充実

- 施策18 生活習慣病、各種がん疾病などから住民を守るための保健活動の推進
- 施策19 健やかな母子保健活動の推進
- 施策20 健康危機管理対策の推進
- 施策21 国民健康保険の充実

政策7 医療の充実

- 施策22 地域医療体制と町立南郷病院の充実
- 施策23 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

政策8 高齢者福祉の充実

- 施策24 高齢者が健康で元気に暮らすための対策
- 施策25 高齢者福祉サービスの充実
- 施策26 高齢者を地域で支える社会の形成

政策9 障害者福祉の充実

- 施策27 生活支援の充実
- 施策28 暮らしやすい環境づくりの推進
- 施策29 自立支援と社会参加の促進

政策10 子育て支援の充実

- 施策30 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策
- 施策31 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策
- 施策32 児童虐待を防止するための対策

政策6 第1節 保健の充実

施策18 第1項 生活習慣病、各種がん疾病などから住民を守るための保健活動の推進

【現状と課題】

- 全国的な傾向と同様に本町における死亡原因も、がん、心疾患、脳卒中が高い割合を示しています。
- これら生活習慣病の予防には正しい知識の普及とともにそれを生活に生かすこと、検診等で早期に発見し、早期治療に結びつけることが必要です。
- 知識習得の動機づけをする健康教育、相談、個別訪問においては、働き盛りの30歳代から50歳代へのアプローチ²⁴が難しく、検討課題となっています。
- 検診後の要精検者への受診勧奨体制については、確立されています。一方で、要指導者に対しては、同じ検査項目で毎年要指導になっている住民がいるなど、受診勧奨体制が不十分となっています。
- 今後、受診勧奨体制の確立と併せ、継続的なかかわりを実践するために、保健師の確保についても課題です。また、保健指導や心の相談に関する研修参加が少ないことから、研修機会の増加と職員の資質向上が求められます。

【施策の展開】

- (1) 健康増進法に基づき、疾病の早期発見・早期治療の勧奨と必要な保健指導を行い、住民の健康保持と生活習慣病の予防に努めます。
- (2) 宮城県の健康増進計画「みやぎ21健康プラン」における各種検診の受診率目標を達成するため、検診会場、日時、個別勧奨、地域に出向いての啓発活動など、受診率の向上に向けた取組みを推進します。
- (3) 町の健康増進計画や食育推進計画に基づき、今後も健康づくりの環境整備を推進します。
- (4) 生活習慣病予防のほか、自殺防止への取組みとして、民生委員や健康協力員、住民を対象とした研修会等を開催するとともに、相談窓口の周知を図ります。

²⁴対象とするものに近づくこと。接近すること。

【主要な目標】

意 図	三大疾病（がん、心疾患、脳卒中）による死亡者を減少させる。					
対 象	住民					
指標名	三大疾病による死亡者の割合					
指標の考え方	宮城県衛生統計における三大疾病（がん、心疾患、脳卒中）による死亡が死亡者全体の55.2%となっています。このことから、三大疾病による死亡率の低下を目標にしました。 三大疾病（がん、心疾患、脳卒中）÷死亡者×100					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	55.2%	55%	55%	54%	54%	53%

【具体的な取組み】

- (1) 疾病の早期発見・早期治療の勧奨と保健指導の実施
- (2) 各種検診の受診率向上に向けた対策
- (3) 健診事業に係る住民意向調査の実施
- (4) 健康づくりを推進する環境の整備《施策10、施策12と連携》
- (5) 自殺予防対策の実施と相談窓口の周知活動の展開

施策19 第2項 健やかな母子保健活動の推進

【現状と課題】

- 乳幼児等を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもに対する接し方や関わり方についても、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しており、状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
- 虫歯予防対策に取り組むことは、乳児期からの規則正しい食生活習慣を築くとともに、全身の健康にもかかわることから、検診結果に基づく指導を今後も充実させていく必要があります。

【施策の展開】

- (1) 出産や育児等について、気軽に相談できる環境やその機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。
- (2) 養育者が育児不安を持ちやすい時期、とりわけ新生児期に個別訪問することで、支援の必要な家庭を早期に把握し、対応します。
- (3) 養育支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携を図り、必要な支援ができるよう取組みます。
- (4) 1歳6か月検診におけるフッ素塗布及びブラッシング指導を継続し、幼児健診における虫歯予防のための保健指導の充実を図ります。
- (5) 元気で健康な子どもを育むために、予防接種未接種者の対策を継続して取組みます。

【主要な目標】

意 図	健やかな成長を支援する。					
対 象	乳幼児及び養育者					
指標名	乳幼児健診受診率の維持					
指標の考え方	<p>乳幼児期における健やかな発育には、乳幼児健診がとても大切です。また、健診にあわせ「心の相談」を実施しており、健診は相談の機会にもつながっています。</p> <p>このことから、乳幼児健診の受診率95%以上を維持することを目標にしました。</p> <p>(受診者実数÷受診対象者×100)</p> <p>※4か月児、1歳3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児及び股関節検査</p>					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	94.6%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%

【具体的な取組み】

- (1) 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談事業、検診時における心の相談）《施策31と連携》
- (2) 新生児及び産婦への早期個別訪問に向けた体制強化（生後28日以内の訪問）
- (3) 町が独自に行う1歳3か月児検診の継続実施
- (4) 適正な食習慣指導及び幼児歯科検診による虫歯予防対策
- (5) 予防接種未接種者への対策

施策20 第3項 健康危機管理対策の推進

【現状と課題】

- 東日本大震災を踏まえて、災害時要援護者²⁵の登録者だけでなく、援護が必要な未登録者の把握を含めた台帳整備が求められます。
- また、乳児・妊婦などは災害時要援護者の登録の対象者になっていないことから、今後の対応方法を明らかにする必要があります。
- 災害発生時に、自主防災組織が行う安否確認後の災害弱者の避難先や、受け入れ態勢を具体的に決めておくことが必要です。

【施策の展開】

- (1) 健康危機管理対策の啓発活動を推進します。
- (2) 災害弱者を事前に把握しておくと同時に、災害発生時における安否確認から避難所運営までの救済方法と救済体制の整備を進めます。
- (3) 非常時の情報通信手段の確保を図ります。

【主要な目標】

意 図	災害時の支援体制を確立する。
対 象	災害時要援護者（乳児、妊婦を含む）
目 標	乳児、妊婦などを含めた災害時要援護者の支援体制の確立を図ります。

【具体的な取組み】

- (1) 健康危機管理意識の啓発
- (2) 災害時要援護者台帳の運用ルールの明確化《施策28と連携》
- (3) 民生委員や社会福祉協議会と連携した災害弱者対策の整備
- (4) 災害対応マニュアルの策定
- (5) 災害時における情報通信手段の確保《施策46と連携》
- (6) 空間放射線量モニタリングポスト²⁶の設置《施策46と連携》

²⁵災害時に1人では避難が難しい住民のこと。高齢者、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人等を指す。

²⁶放射線を定期的、連続的に監視測定することをモニタリングといい、モニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストと言う。

施策21 第4項 国民健康保険事業の充実

【現状と課題】

- 先進医療の発達等により長寿社会を迎えました。その反面、医療費の上昇傾向が続いており、国民健康保険税への影響のみならず、国民健康保険財政全体が厳しい運営状況にあります。
- 医療費を抑制するためには、定期的な検診の受診などとあわせ、“自分の健康は自分で守る”といった住民一人ひとりの健康に対する意識向上が求められます。
- 平成25年度を目標に市町村国民健康保険事業の都道府県単位化が計画されていることから、その動向を注視しながら保険事業運営を進める必要があります。

【施策の展開】

- (1) 重複受診の防止策として訪問指導等の徹底を図り、ジェネリック医薬品²⁷を推奨していきます。
- (2) 特定健康診査等の受診率向上を図り、早期発見、早期治療に努めます。
- (3) 国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険税の徴収対策を徹底します。

【主要な目標】

意 図	国民健康保険事業の安定化を図る。					
対 象	国民健康保険被保険者					
指標名	特定健康診査の受診率					
指標の考え方	メタボリックシンドローム ²⁸ の予防及び改善は、生活習慣病の予防につながり、医療費の抑制及び安定した国民健康保険事業につながることから、特定健康診査の受診率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	44.6%	45.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%

【具体的な取組み】

- (1) 重複受診者の把握と保健師による訪問指導の実施
- (2) ジェネリック医薬品希望カード及びリーフレットの配布
- (3) 特定健康診査などにおける個別検診の実施

²⁷後発医薬品。先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安い。

²⁸内臓脂肪症候群

政策7 第2節 医療の充実

施策22 第1項 地域医療体制と町立南郷病院の充実

【現状と課題】

- 本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、2病院、8医院、11歯科医院（平成23年3月末）があります。
- しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しているのが現状です。
- 町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施していますが、高齢化社会の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

【施策の展開】

- (1) 医師の安定的な確保と機能の充実強化から、町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけるとともに、通院手段となる住民バスの運行を継続するなど、交通弱者²⁹にも通院しやすい環境を整備します。
- (2) 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させるとともに、今後、新たな需要と期待される在宅訪問診療の拡充に努めます。
- (3) 町内及び周辺市町の医療機関の協力を得ながら、また、周辺自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

【主要な目標】

意 図	地域医療サービスの充実を図る。					
対 象	住民等					
指標名	在宅訪問診療件数					
指標の考え方	高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加する傾向にあることから、在宅訪問診療回数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	560件	560件	570件	580件	590件	600件

²⁹自動車中心の社会において、移動を制約される人や交通事故の被害に遭いやすい人を言う。

【具体的な取組み】

- (1) 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実《施策4.5と連携》
- (2) 在宅訪問診療の拡充
- (3) 医療機関及び周辺自治体との連携強化

施策23 第2項 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実**【現状と課題】**

- 必要な救急医療活動を妨げる安易な救急車の利用や、診療時間外の軽症患者の受診が増加しています。
- 休日の初期救急医療³⁰については、遠田郡及び大崎地区の医師会等の協力を得て、在宅当番医制事業や大崎地域病院群輪番制事業で対応しています。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
- 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは実質的に困難なことから、医療圏単位における検討、整備が必要です。

【施策の展開】

- (1) 救急患者の救命率向上に有効な応急手当等の普及や、救急医療機関の適切な利用についての啓発活動を推進します。
- (2) 周辺自治体と連携強化を図りながら、大崎医療圏としての救急医療体制の整備、充実を推進します。
- (3) 住み慣れた地域における適切な医療確保のため、町立南郷病院の充実に努めます。

【主要な目標】

意 図	初期救急医療を維持する。					
対 象	平日夜間・休日の救急急病患者					
指標名	平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数					
指標の考え方	遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	365日	366日	365日	365日	365日	366日

【具体的な取組み】

- (1) 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
- (2) 救急医療体制の広域的整備の検討
- (3) 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化

³⁰入院の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者に対する救急対応

政策8 第3節 高齢者福祉の充実

施策24 第1項 高齢者が健康で元気に暮らすための対策

【現状と課題】

- 本町の高齢化率は、28.8%（平成22年国勢調査）と県平均の22.3%を上回り、県内35市町村中12番目の高い水準となっています。
- また、一般世帯に占める高齢単身世帯が8.5%、高齢夫婦世帯が10.4%と、いずれも高い割合を示しています。
- 今後、団塊の世代が高齢期を迎える中で、少子高齢化、核家族化は一層進んでいくものと予想されます。
- 一人ひとりの高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域で支える地域福祉の力が求められるとともに、要介護状態になる前からのそれぞれに応じた予防対策が求められます。
- こうした中、高齢者自身が健康を維持し、社会参加への促進は重要な課題であり、就業や交流事業など、生きがいづくりへの支援が必要となっています。
- シルバー人材センター事業は、公共性、公益性が高い事業であり、事業運営に対する財政支援が求められます。

【施策の展開】

- (1) 要支援予備軍（二次予防事業対象者）を対象に、要支援状態へ移行しないための介護予防対策を重点的に展開します。
- (2) 高齢者を要介護状態から守るための取組みを町内の各地域において継続的に展開します。
- (3) クラブ活動、地域活動などを通して、より多くの高齢者が社会活動に参加できるよう支援します。
- (4) シルバー人材センターの活性化等により、高齢者の就業の場を確保します。

【主要な目標】

意 図	65歳以上の元気な高齢者の維持、増加					
対 象	65歳以上の高齢者					
指標名	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない方の割合					
指標の考え方	<p>介護認定を受けることのない65歳以上の高齢者が多くなれば、元気な高齢者が多いということになることから、要介護認定を受けていない高齢者の割合を目標としました。</p> <p>介護認定を受けていない高齢者の割合 = $1 - \text{要介護認定率}$ (介護認定者数 ÷ 65歳以上の人口 × 100)</p>					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	83.57%	83.40%	84.00%	85.00%	86.00%	86.00%

【具体的な取組み】

- (1) 要支援予備軍である二次予防事業対象者の把握
- (2) 介護予防事業（生きがいデイサービス、運動機能向上事業、口腔器の機能向上事業、介護予防の地区健康教室・啓発事業、認知症サポーター養成講座）
- (3) 高齢者社会活動支援事業（老人クラブ助成、敬老事業）
- (4) シルバー人材センター支援事業《施策42と連携》

施策25 第2項 高齢者福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 高齢化の進展とともに、介護サービスを必要とする高齢者、またそれを支える家族が地域には増えていきます。
- 独居や高齢者世帯が増加する中では、介護保険制度や高齢者福祉サービス等を活用しながらの生活が必要となります。
- 高齢者や介護している家族が安心して生活が送れるよう、各サービス事業所との連携や見守りの強化、また、包括支援センターの相談業務の強化が求められます。

【施策の展開】

- (1) 支援が必要な高齢者が利用できるよう高齢者福祉サービスを継続的に実施します。
- (2) 高齢者の介護及び支援を行っている家族に対し、その負担を軽減できるよう支援します。
- (3) 高齢者とその家族が安心して生活できるよう、各サービス事業所との連携や地域の見守り体制の構築を図ります。
- (4) 介護サービス事業所が町内に参入しやすい環境づくりを進め、サービス基盤の整備を促進します。
- (5) 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。
- (6) 認知症に対する対策を推進します。

【主要な目標】

意 図	高齢者やその家族が安心して生活が送れるサービスの向上を図る。					
対 象	高齢者福祉サービス利用者等					
指標名	高齢者福祉サービスの利用満足度					
指標の考え方	支援を必要とする高齢者やその家族が、安心して生活が送れるよう、利用者の立場に立った高齢者福祉サービスを確保するため、サービス利用者の満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑

【具体的な取組み】

- (1) 高齢者支援（生きがいデイサービス・外出支援・配食サービス・生活管理指導短期宿泊）
- (2) 介護家族支援（紙おむつ等支給・徘徊高齢者家族支援・介護慰労金支給・サービス事業所との連携と相談業務の強化・高齢者の疾病や介護についての学習会の開催）
- (3) 支援体制の強化（高齢者世帯の見守り・緊急通報システム・サービス事業所との連携と相談業務の強化）
- (4) 利用しやすい介護サービスの推進
- (5) 介護保険制度の適正な運用と広報活動
- (6) 認知症対策（相談の実施、認知症サポーター養成講座・認知症や認知症の介護についての学習会・認知症家族介護者交流会の開催）

施策26 第3項 高齢者を地域で支える社会の形成

【現状と課題】

- 高齢者を地域で支える地域福祉力の向上と地域型福祉社会の形成のために、各種講座や研修会等の開催を中心に取り組んできました。
- 公的な福祉サービスが発展してきたものの、各種サービスの要件には該当しないニーズや公的な制度では対応できないニーズ、「孤独死」というような地域社会で見えにくい問題などが多様に潜在しています。
- さらに少子高齢化・核家族化が着実に進行している現状を踏まえ、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えていく重要性が増しています。
- 自立を支援する各種サービスの充実と併せて、高齢者を地域で支える地域福祉力の向上と高齢者を含む住民同士がお互いに助け合うといった地域福祉を行う社会の形成が求められてきました。
- その役割を地域包括支援センターや社会福祉協議会がその専門性を生かして、高齢者はもとより地域住民を対象に各種の事業を展開しています。
- 今後は、さらに裾野を広げ、老若男女を問わず地域住民を福祉活動につなげていくとともに、地域包括支援センターを強化し、社会福祉協議会と連携して活動していくことが、重要な課題です。

【施策の展開】

- (1) 高齢者福祉をはじめとし、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉等の総合的な取り組みから、地域福祉の実現のために地域福祉計画の策定に努めます。
- (2) 美里町総合福祉推進機構やボランティアセンター等の福祉活動を行っている社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関連団体との連携を強化します。
- (3) 地域福祉の推進基盤の充実を図るため、地域課題に取り組む団体やボランティア、人材の育成活動等を行う団体等の支援を行います。

【主要な目標】

意 図	地域福祉の推進基盤の充実を図る。					
対 象	住民					
指標名	高齢者福祉等に係るボランティア登録者数					
指標の考え方	高齢者福祉等の推進基盤の充実を図るためには、課題に取り組む団体やボランティアによる活動が求められることから、ボランティアの登録者数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	1,249人	1,269人	1,275人	1,280人	1,285人	1,290人

【具体的な取組み】

- (1) 地域福祉計画の策定
- (2) 社会福祉協議会等の福祉関連団体との連携強化
- (3) 団体やボランティア等の地域福祉活動に対する支援

政策9 第4節 障害者福祉の充実

施策27 第1項 生活支援の充実

【現状と課題】

- 福祉サービスの利用や親亡き後の権利擁護などに関する相談利用者が増加するとともに、相談内容が多岐にわたり、問題も複雑化・長期化している現状です。
- また、障害のある人が利用する福祉サービス等を自分で選び、自分で決めることができるよう適切な情報提供が必要です。
- 精神障害のある人が福祉サービスの対象となり、利用ニーズが年々増加しています。障害のある人の障害の状況や特性に応じて、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす支援が必要です。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営むためには、在宅福祉サービスや日中活動の場の確保など、計画的な障害福祉サービスの整備が必要です。
- 今後、高齢化に伴う親亡き後の対応が重要課題となっており、グループホーム³¹やケアホーム³²の居住系サービスの基盤整備が必要です。
- 障害者数が年々増加しています。特に、生活習慣病を原因とする障害や精神障害が主なものとなっています。
- 乳幼児期における子どもは、心身の成長期にあります。発達遅れや障害が発見される場合があります。障害原因の疾病の予防や早期発見・治療が求められています。

【施策の展開】

- (1) 在宅生活の不安解消のため、必要なときに必要な相談に対応できる体制を整備します。
- (2) 判断能力が不十分な障害のある人が安心した生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
- (3) 障害のある人がサービスを自己選択、自己決定できるよう情報提供に努めます。
- (4) 町内の障害福祉サービス事業所等を活動拠点として充実します。
- (5) 親亡き後の対応として、グループホーム等の基盤整備を事業者に対し働きかけます。
- (6) 障害原因の疾病の予防と早期発見・早期治療に努めます。

³¹地域において、共同生活を行う住居施設。相談や日常生活上の援助を行う。

³²地域において、共同生活を行う住居施設。生活支援員を配置し、入浴、排せつ、食事の介助等を行う。

【主要な目標】

意 図	在宅生活の不安解消と相談体制の充実を図る。					
対 象	障害者及びその家族等					
指標名	障害者相談支援事業所の利用者数					
指標の考え方	<p>地域で自立した生活を送るためには、在宅生活の不安解消と相談体制の充実が求められることから障害者相談支援事業所の利用者数の増加を目標としました。</p> <p>【身体・知的障害】 療育手帳保持者の5年間の伸び率:1.16%/平成22年度実績:34人 平成27年度想定:34人×1.16%=39人 …… ①</p> <p>【精神障害】 精神通院利用者の5年間の伸び率:1.53%/平成22年度実績:28人 平成27年度想定:28人×1.53%=43人 …… ②</p> <p>【平成27年度目標】 ①39人+②43人=82人</p>					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	62人	66人	70人	74人	78人	82人

【具体的な取組み】

- (1) 現在、大崎圏域1市4町で委託している相談支援事業所については、今後、町単独で設置し、相談者の利便性を高め、より身近で寄り添った支援を行います。
- (2) 成年後見制度³³の利用促進を図ります。
- (3) 法制度について、町のホームページや広報紙に掲載し、情報提供を行います。
- (4) 町内の通所サービス事業所、地域活動支援センターを活動拠点とし、事業所と密に連携し日中活動の場を確保します。
- (5) グループホーム等を運営する事業者の町内参入を図ります。
- (6) 健康診査や精神保健相談、保健指導により障害原因の疾病の早期発見・早期治療に努めます。

³³認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護、支援する制度

施策28 第2項 暮らしやすい環境づくりの推進**【現状と課題】**

- 障害のある人が、地域で安心して生活していくためには、住民が疾病や障害に対する正しい理解と認識を深める必要があります。
- 障害に対する理解は浸透しつつあるものの差別や偏見が見受けられ、住民一人ひとりの心のバリアフリー³⁴化が求められます。また、障害のある人が、安全に安心して生活し、社会参加するためには、建築物や道路、公共交通機関の生活環境の整備が必要です。
- 東日本大震災では、多くの尊い人命や財産が奪われ大規模な被害となりました。震災時の障害者支援では、避難誘導や燃料・食料・物資の調達が十分に行き届きませんでした。今後、大規模地震などの災害に備え、要援護者の登録や避難誘導、福祉避難所のあり方などに対応する必要があります。

【施策の展開】

- (1) 障害に対する理解を深める啓発活動を進めます。
- (2) 障害のある人にも、ない人にも、やさしいまちづくりを進めます。
- (3) 防災・防犯への対応に努めます。
- (4) 地域で支え合う輪を広げます。

【主要な目標】

意 図	障害に対する理解を深める。					
対 象	町内の小学生、中学生及び高校生					
指標名	福祉体験学習・講座の受講者数（延べ人数）					
指標の考え方	障害のある人にとって、暮らしやすい環境となるには、若いときから疾病や障害に対する正しい理解と認識を深めていただくことが必要なことから、各体験学習や講座の受講者数の増加を目標にしました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	396人	317人	320人	350人	370人	390人

³⁴障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

【具体的な取組み】

- (1) 生涯学習事業での出前講座や美里町社会福祉協議会が行う「キャップハンディ体験」などの福祉体験学習を支援します。《施策1と連携》
- (2) 障害のある人が利用しやすいように、公共施設、道路などのバリアフリー化を段階的に進めます。
- (3) 大規模地震などの災害に備え、避難誘導、福祉避難所の設置など災害支援に対応します。
- (4) 消費者被害を防止するため情報提供や消費者教育を行います。
- (5) 災害時要援護者支援制度に基づき、要援護者登録を進め、災害時をはじめ地域で見守り、助け合う体制を広げます。《施策20と連携》
- (6) 美里町社会福祉協議会のボランティア養成を支援し、ボランティア活動の場を提供します。

施策29 第3項 自立支援と社会参加の促進

【現状と課題】

- 障害のある人もない人も、自立し安定した生活を送るために「働きたい」という意欲は普遍的なものです。就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要です。
- 障害のある人が地域の中で自立して生活していくためには、移動手段や情報等、社会参加するための手段の確保が必要不可欠です。
- また、教育においては、障害のある子どもが将来、自立し社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援が求められています。

【施策の展開】

- (1) 自立生活を支援するため就労支援を行います。
- (2) 社会参加を図るため外出支援、コミュニケーション支援、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- (3) 障害のある子どもの発達段階に応じた一貫した相談支援体制を整備します。
- (4) 学校教育において、障害のある児童・生徒に対する適切な教育と指導を充実します。

【主要な目標】

意 図	一般就労に結びつける。					
対 象	就労を希望する障害者					
指標名	一般就労に結びついた障害者数					
指標の考え方	障害のある人が自立し安定した生活を送るために、就労を希望する障害者を一般就労に結びつけることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	0人	0人	1人	1人	1人	1人

【具体的な取組み】

- (1) 障害のある人の就労支援を図るため、障害のある人の知識・能力向上を図る支援と企業等の障害に対する理解、啓発を促進します。
- (2) 住民バスの運行、福祉タクシー利用助成により障害のある人の生活圏の拡大を図ります。《施策45と連携》
- (3) 重度身体障害のある人に対する移送サービスを検討します。
- (4) 手話通訳者等、要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人の意思疎通を図ります。
- (5) 障害者福祉協会のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を促進します。
- (6) 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が一体となり一貫した相談支援体制の整備から、障害のある子どもが発達段階に応じて、適切な教育や指導を受けることができるようにします。
- (7) 障害のある児童・生徒が地域の小・中学校に通学できるよう適切な特別支援教育を実施します。

政策10 第5節 子育て支援の充実

施策30 第1項 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策

【現状と課題】

- 少子化は、社会保障制度の後退や低迷する経済情勢を背景に、晩婚化、初子出産の高齢化、デュニクス（夫婦共稼ぎ子どもなしの世帯）やシングル志向の増加など様々な要因によるもので、国の少子化対策においても思うような成果が見られません。
- 少子社会においては、安心して健やかに育てられる子育て環境がより一層求められます。
- 本町では、待機児童³⁵の解消を図るため、認可外保育施設³⁶入所児童の保護者に対する助成金制度を実施してきましたが、本制度の運用だけでは、待機児童を解消するための対策に限界があります。
- 今後は、現在、国で検討している「子ども子育て新システム」による「総合こども園」の整備、家庭保育福祉員（保育ママ³⁷）制度の導入等により、待機児童の解消を図る必要があります。

【施策の展開】

- (1) 保育園（所）における延長保育と一時預かり、学童保育、障がい児保育を継続、充実します。
- (2) 「子ども子育て新システム」による幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における療育支援の充実を推進します。
- (3) 家庭保育福祉員（保育ママ）制度の導入等により、待機児童の解消を図ります。
- (4) 育児を支援する各種制度の円滑な推進に努めるとともに、家庭における男性の子育てへの参加、啓発に努めます。

【主要な目標】

意 図	各種子育て支援制度の充実を図る。					
対 象	子育てを行う家族					
指標名	保育園（所）における待機児童数					
指標の考え方	子育て支援には、保育園（所）の受け入れ態勢の充実が不可欠なことから、待機児童数の解消を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	8人	10人	10人	5人	0人	0人

³⁵認可保育所への入所希望をしているが、定員に達するなどして入所を待機している児童

³⁶児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設

³⁷日中保育できない保護者に代わって、主に3歳未満の子どもを家庭で預かる保育者、あるいは保育施設の総称

【具体的な取組み】

- (1) 延長保育、一時預かり、学童保育及び障がい児保育事業の継続と充実
- (2) 「総合こども園」の整備推進
- (3) 小規模保育事業者としての、認可外保育施設の継続支援
- (4) 家庭保育福祉員（保育ママ）制度の導入検討
- (5) 育児を支援する各種制度についての周知及び啓発《施策53と連携》
- (6) 保育園（所）と幼稚園の連携・融合の推進（幼保一体となった取組みの推進）《施策11と連携》

施策31 第2項 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策

【現状と課題】

- 育児に悩む母親が育児ノイローゼとなり、やがては子どもの虐待につながるケースが全国的に見られます。
- 子育て支援センター2か所での「遊びの広場」は、毎日、親子で賑わっています。
- 専従職員が1人のため、行事等が思うように実施できない状況にあります。

【施策の展開】

- (1) 「子ども子育て新システム」における「子ども子育て支援事業」として、子育て支援センターの機能を強化します。
- (2) これから親になろうとする若い世代に対し、妊娠や出産、子育て、乳幼児教育の正しい知識の習得を図ります。
- (3) 子育て支援センター以外にも身近なところで、気軽に相談できるよう、保育園（所）、児童館、幼稚園、子ども家庭課に個別の相談窓口を設置します。

【主要な目標】

意 図	子育ての不安解消を図る。					
対 象	子育て支援センター利用者等					
指標名	子育てに不安を抱く人の割合					
指標の考え方	子育て支援センターの利用者等に対し、アンケート調査を実施。「不安」と回答した利用者の割合を低下させることを目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↓	基準値↓	基準値↓

【具体的な取組み】

- (1) 子育て支援センターの職員体制と事業内容の充実
- (2) 赤ちゃんふれあい体験等家庭教育に関する学習機会の提供《施策1と連携》
- (3) 各施設への相談窓口の設置による相談体制の拡充《施策19と連携》

施策32 第3項 児童虐待を防止するための対策

【現状と課題】

- 児童虐待に対する住民の理解度はまだ低く、身体的虐待のみと考えている人が多いのが現状です。
- 実際に、身体的虐待以外にも養育の放棄等が多く、支援と見守りを要するケースが増加していることから、児童虐待に対する住民の理解度を高める必要があります。また、理解度の高まりが要保護児童の早期発見など、地域ぐるみの見守りに発展させていくことが必要です。
- 要保護児童対策地域協議会は、調整機関として子育て支援センターが調整事務を行い、各学校等の教員、保健師等が支援対応に当たっているところです。
- 児童虐待の早期発見と迅速な対応が必要なことから、子育て支援センターの組織強化が必要です。

【施策の展開】

- (1) 地域全体で児童虐待についての理解を深め、子どもが発信している小さなサインを見逃さない環境づくりに取組みます。
- (2) 児童虐待の早期発見と迅速な対応を確保するため、関係機関や地域、子育て支援センターが強い連携をもてるネットワークづくりを推進します。

【主要な目標】

意 図	児童虐待の防止を図る。
対 象	要保護児童及び保護者等
目 標	要保護児童数が増加している状況にあります。要保護児童対策協議会をはじめ、関係機関とともに支援と見守りを行いながら、要保護児童の終結に努めます。

【具体的な取組み】

- (1) 児童虐待の防止を推進するための啓発事業の展開
- (2) 子育て支援センターの組織強化とネットワークづくり

第3章 力強い産業がいきづつまちづくり

地域の持続的な発展のためには、地域産業の活性化が不可欠であり地域活力の源でもあります。

近年、自動車関連産業、高度電子産業及び食品関連産業の県内への集積が進んでいることから、新規参入や取引拡大等、既存企業による内発型の活性化を引き続き支援するとともに、企業誘致等により、新たな雇用の創出と安定化を図る必要があります。また、農商工連携や6次産業化に向けた取組みを進めるなど、地域産業の新たな展開を生み出すことが、本町の主要課題の一つです。

政策11 農林業の振興

- 施策33 担い手を育成・確保するための対策
- 施策34 水田農業の安定生産と省力化・低コスト化の促進
- 施策35 活力ある園芸産地の育成
- 施策36 畜産経営の確立
- 施策37 食の安全・安心の確保
- 施策38 豊かでにぎわいのある農業農村生活の推進

政策12 商工サービス業の振興

- 施策39 商業・サービス業を振興させるための対策
- 施策40 工業を振興させるための対策

政策13 観光・物産の振興

- 施策41 観光・物産を振興させるための対策

政策14 雇用の創造

- 施策42 安定した雇用を確保、創造するための対策

政策11 第1節 農林業の振興

施策33 第1項 担い手を育成・確保するための対策

【現状と課題】

- 我が国の農業は食料の供給のみならず、水・緑・環境の維持や地域の再生を図る上でも重要です。
- 食料自給率は39%と低迷した状態にあり、農業経営の安定、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、農業者戸別所得補償制度³⁸が導入されました。
- 本町においては、ほ場の大区画化が進み認定農業者³⁹や集落営農組織⁴⁰等、担い手への農地の利用集積が図られ、米以外の作物では麦・大豆の生産が定着してきています。しかし、基幹的農業従事者の約6割が65歳以上となるなど、高齢化が進行しており、地域農業を維持していくためにも後継者の育成・確保が急務です。
- さらに、価格低迷、産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境は一層厳しい状況にあり、本町の農業生産を担っている経営体を維持し、発展させるためにも、継続した支援が必要です。

【施策の展開】

- (1) 次代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ります。
- (2) 農業後継者の育成を、農業教育関係機関や各農業関係機関等と連携を図りながら支援します。
- (3) 集落営農組織の法人化に向けた支援を行います。
- (4) 個別経営体の経営改善の支援を各農業関係機関と連携を図りながら実施します。

【主要な目標】

意 図	経営感覚に優れた担い手や経営体の育成確保を図る。					
対 象	農業経営者等					
指標名	認定農業者数					
指標の考え方	基幹的農業従事者の約6割が65歳以上となるなど、高齢化が進行し、後継者不足が心配されていることから、平成22年度の実績値を維持することを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	199人	200人	200人	200人	200人	200人

³⁸米などの農産物について、販売価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を補償する制度

³⁹農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者

⁴⁰集落を単位として営農を行う組織。農地の合理的な利用や機械・施設の共同利用、共同で農作業を行う。

【具体的な取組み】

- (1) 新規就農者の育成支援
- (2) 集落組織活動推進事業
- (3) 生産組織等育成支援事業
- (4) 農業者戸別所得補償制度推進事業《施策34、施策37と連携》
- (5) 認定農業者連絡協議会事業
- (6) 農商工連携⁴¹や6次産業化⁴²の推進《施策35、施策39と連携》

施策34 第2項 水田農業の安定生産と省力化・低コスト化の促進

【現状と課題】

- ほ場整備事業の実施に伴い、認定農業者や集落営農組織等、担い手に農地の利用集積が進み、米を基幹に麦及び大豆の作付地の固定化や団地化が定着してきています。また、生産コストの低減・労力の軽減が進んでいます。
- 今後は、新たな土地利用型作物の導入をはじめ、畜産農家との耕畜連携⁴³を図り、生産コストの低減と商品競争力のある水田農業経営の確立が求められています。

【施策の展開】

- (1) 基幹作物である水稲については、環境保全米の取組みの推進を図り、消費者・需要者から求められる米づくりを推進します。
- (2) 農業者戸別所得補償制度により、水稲を基幹に麦、大豆、飼料作物等の生産拡大とともに汎用水田の有効利用を図ります。
- (3) 直播等の先進技術の導入による省力化・低コスト化に努めます。
- (4) 国営かんがい排水事業等で整備された土地改良施設については、関係機関・団体との連携による管理体制を強化し、維持管理コストの縮減と施設の長寿命化を図ります。

⁴¹地域の基幹産業である農業と商業、工業等との連携を強化し、相乗効果を発揮していくような取組みを推進すること。

⁴²生産(第1次産業)だけでなく、製造加工(第2次産業)、流通販売(第3次産業)にも主体的、総合的に関わり合うことで高付加価値化を図ろうという考え方

⁴³米や野菜等を生産している耕種農家が畜産農家から堆肥の供給を受けたり、転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家へ供給したりする等、耕種と畜産の連携を図る取組み。

【主要な目標】

意 図	農業生産の省力化及び低コスト化を図る。					
対 象	水稻農家及び農地					
指標名	直播等を導入した農地面積					
指標の考え方	生産コストの低減、労力の軽減を図るため、直播等の先進技術を導入する農地面積の拡大を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	28.2ha	32.6ha	34.0ha	35.0ha	37.0ha	40.0ha

意 図	農地の利用集積率を向上させ、低コスト化を図る。					
対 象	ほ場整備完了地内の農地					
指標名	農地利用集積率					
指標の考え方	高いほ場整備率を生かし、農地の流動化を促進し生産コストの低減を図るため、農地の利用集積率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	77.14%	90.00%	90.00%	90.00%	90.00%	90.00%

【具体的な取組み】

- (1) 環境保全型農業⁴⁴支援事業《施策37と連携》
- (2) 農業経営基盤強化促進事業
- (3) 農業者戸別所得補償制度推進事業《施策33、施策37と連携》
- (4) 病虫害等防除事業
- (5) ほ場整備促進事業
- (6) かんがい排水事業
- (7) 土地改良施設管理事業

⁴⁴農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

施策35 第3項 活力ある園芸産地の育成**【現状と課題】**

- 本町には、全国的にも有数な生産量と質の良さを誇る「バラ」の生産施設など、施設園芸を経営の柱に取り組む大規模な経営体が見られます。
- 地域内で生産される農作物の消費拡大を促進し、地域内流通を高めるとともに、安心・安全な農作物を安定供給する取組みを推進することが必要です。
- 青果物は、気象条件などにより、販売価格に影響が出やすく価格補償の充実を図る必要があります。また、制度見直しにより価格補償の対象から除外される品目もあることから、事業を安定的に継続し、産地の維持・拡大を図っていかねばなりません。

【施策の展開】

- (1) 施設園芸については、園芸特産重点強化整備事業等の活用により、周年出荷体制の確立と団地化の推進により生産拡大を図り、特色のある産地化を目指します。
- (2) 汎用水田の有効利用により、地域振興作物の生産を推進し、収量の確保と品質の向上を図り、産地化を目指します。
- (3) 町の特産品である「北浦梨」の生産拡大を図り、また、新規導入作物の生産拡大を促進します。
- (4) 農産物直売所（花野果市場等）への安定供給を行うため、町内農産物の供給確保に努めます。
- (5) 契約栽培に取組み、農業経営の安定化を図ろうとする農業者の支援を行います。
- (6) 町内農産物等を活用した、6次産業化や農商工連携に取り組めます。

【主要な目標】

意 図	園芸作物の産地化を図る。					
対 象	地域振興作物（11品目）					
指標名	地域振興作物の作付面積					
指標の考え方	特色ある園芸の産地化を目指すため、汎用水田を利用した地域振興作物の園芸団地作付面積の拡大を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	21ha	34ha	35ha	36ha	38ha	40ha

【具体的な取組み】

- (1) 園芸生産組織等育成支援事業
- (2) 園芸特産重点強化整備事業
- (3) 農商工連携や6次産業化の推進《施策33、施策39と連携》
- (4) 契約栽培モデル事業
- (5) 果樹生産振興事業
- (6) 宮城県青果物価格安定補償事業
- (7) 産学官連携による特産品の開発《施策38、施策39、施策41と連携》

施策36 第4項 畜産経営の確立

【現状と課題】

- 飼養農家の高齢化、後継者不足による農家戸数及び飼養頭数が減少しています。
- 口蹄疫やBSE、アカバネ病等の防疫と発生時における関係機関との連携強化が必要です。
- 消費者の信頼に応え、食の安全・安心の確保が、より一層求められています。
- また、飼料用米の稲わらの利用など、飼料自給率の向上を図るため耕畜連携の取組みを促進しなければなりません。

【施策の展開】

- (1) 和牛改良の推進、優良系統素牛導入、飼養管理能力の向上を推進するとともに、耕畜連携により粗飼料自給率の向上を図ります。
- (2) 口蹄疫やアカバネ病の被害を未然に防止するため、ワクチン接種率の向上及び家畜防疫の徹底を図ります。
- (3) 家畜排せつ物の処理管理の適正化に努めます。

【主要な目標】

意 図	畜産経営の安定化を図る。					
対 象	畜産農家等					
指標名	肉用牛の飼養頭数					
指標の考え方	後継者不足等により畜産農家戸数が減少しています。経営規模の拡大を図りながら、肉用牛の飼養頭数を維持していくことを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	1,975 頭	1,975 頭	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭

【具体的な取組み】

- (1) 畜産組織育成事業
- (2) 肥育素牛導入支援事業
- (3) 優良繁殖牛導入支援事業
- (4) 家畜防疫対策事業

施策37 第5項 食の安全・安心の確保

【現状と課題】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、放射能による食の安全・安心に対する消費者の関心が、より一層高まっています。
- 消費者の信頼に応え、食の安全・安心の確保に一層努めていかなければなりません。

【施策の展開】

- (1) 安全・安心な生産物・加工品の供給を基本に、食品品質表示及び栽培・生産履歴の徹底に努めるとともに、放射能物質の検査体制の整備を図ります。
- (2) 環境保全型稲作技術の標準化を目指し環境保全米づくりを促進します。
- (3) 耕畜連携による良好な土づくりを推進します。

【主要な目標】

意 図	安全・安心な食を確保する。					
対 象	農業経営者					
指標名	環境保全米の作付面積					
指標の考え方	環境保全型稲作技術の導入及び標準化を図り、安全・安心な米づくりを推進するため、環境保全米の作付面積の拡大を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	800ha	800ha	1,000ha	1,100ha	1,400ha	1,700ha

【具体的な取組み】

- (1) 放射能測定検査体制の整備《施策46と連携》
- (2) 農業者戸別所得補償制度を活用した環境保全米の推進《施策33、34と連携》
- (3) 環境保全型農業支援事業（施策34と連携）

施策38 第6項 豊かでにぎわいのある農業農村生活の推進

【現状と課題】

- 本町の生産基盤である農地を十分に生かし、基幹産業である農業の活性化と農業経営基盤の強化を図るため、農業振興計画に基づき、関係機関との連携のもと、農業施策を展開してきました。
- 消費者ニーズに応じた農業の展開、地産地消の促進、都市と農村との交流連携を深めるとともに、付加価値を高める農畜産加工品の取組みが求められています。

【施策の展開】

- (1) 農産物直売所（花野果市場）をヒトとモノ、情報が行き交う拠点と位置づけ、一層の充実を図ります。
- (2) イベントの開催や農業体験などを通して、都市と農村及び消費者と生産者の交流を促進します。
- (3) 地産地消の促進及び食育を推進する観点から、学校給食で可能な限り、町内産農畜産物の使用を促進するとともに、併せて、安定した供給体制を確立します。
- (4) 魅力ある農業農村を築くため、快適な農村生活環境、公園及び周辺の緑豊かな景観づくりを目指します。

【主要な目標】

意 図	豊かでにぎわいのある農業農村生活を築く。					
対 象	消費者及び生産者					
指標名	農産物直売所「花野果市場」の来客数					
指標の考え方	消費者と生産者の交流など、ヒト・モノ・情報が行き交うことは、豊かでにぎわいのある農業農村生活につながります。その拠点の一つとして、花野果市場の来客数を今後も維持していくことを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	317,000人	268,000人	300,000人	300,000人	300,000人	300,000人

【具体的な取組み】

- (1) 都市の農村及び消費者と生産者の交流促進《施策58と連携》
- (2) 農産物直売所（花野果市場）施設管理事業《施策41と連携》
- (3) 交流の森・交流館（でんえん土田畑村）施設管理事業《施策41と連携》
- (4) 町民農園（生きがい農園）施設管理事業
- (5) 地産地消の推進《施策10と連携》
- (6) 産学官連携による特産品の開発《施策35、施策39、施策41と連携》
- (7) 農地・水保全管理対策事業
- (8) 農業振興地域整備計画の策定
- (9) 農村婦人の家施設管理事業
- (10) 松くい虫防除事業

政策12 第2節 商工サービス業の振興

施策39 第1項 商業・サービス業を振興させるための対策

【現状と課題】

- 長引く景気低迷、郊外型の大規模小売店との競合により、地元商店街の売上は伸び悩んでいます。また、後継者不足、資金繰り等の諸問題が発生しています。
- これらの課題に対応するには、これまでの経営に対する意識の変革や時代の変化に柔軟に対応することが不可欠となっています。
- 事業者自らが改革へ取り組むことによって、経営力の向上、後継者不足等の諸課題の解決が期待されます。
- 改革に取り組んでいる事業者に対して、商工会と連携した経営指導や外部専門家を活用した支援等が求められます。

【施策の展開】

- (1) 商店街の実態と課題を調査し、商店街の「あるべき姿」を検討し、消費者ニーズにきめ細かに応じた展開を推進します。
- (2) 商工会と連携し、経営革新、農商工連携、知的財産、下請取引等に関する支援を強化し、経営基盤の強化を図ります。
- (3) 高齢化等の社会問題に対応したサービス展開を推進し、地域に密着した身近な商店街づくりを推進します。
- (4) 異業種交流⁴⁵を促進するとともに、農業等との連携による特産品開発やブランド化⁴⁶を支援します。

【主要な目標】

意 図	地域に密着した身近な商店街づくりを図る。					
対 象	町内の商店街					
指標名	町内の商店街会員数					
指標の考え方	地域に密着した身近な商店街の存在が、改めて見直されています。このことから、町内商店街会員数を維持していくことを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	2 2 3	1 5 4	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0

⁴⁵個人や企業が、所属している業種と異なる業種と交流や提携、協力すること。

⁴⁶地域の特性を生かして、商品の付加価値を高めること。

【具体的な取組み】

- (1) 商店街等の回遊性を高めるための支援
- (2) 事業者変革活動への支援
- (3) 経営相談、経営指導による支援
- (4) 資金調達への支援
- (5) 高齢者世帯等の生活支援サービスの検討
- (6) 異業種交流の促進《施策33、施策35と連携》
- (7) 特産品の開発支援、販路拡大に向けた支援《施策41と連携》
- (8) 産学官連携による取組みの推進《施策35、施策38と連携》

施策40 第2項 工業を振興させるための対策

【現状と課題】

- 自動車関連産業、高度電子関連産業及び食品関連産業の宮城県内への集積が進んでいます。
- 自動車や高度電子関連産業への参入拡大を図るため、平成20年度に1社、平成23年度に2社に対し、設備投資の支援を行ってきました。
- 今後も、宮城県、関係機関・団体と連携した誘致活動の展開が求められます。
- 町内企業においては、急速に変化する経済環境に対応できる経営基盤の強化が求められています。
- 国・県等の各種支援事業を活用している企業は一部にとどまっていることから、ニーズの把握に努め、各種事業とのマッチング⁴⁷を図る体制が必要です。
- 国土交通省が平成21年8月に決定した東北圏広域地方計画において、「美里町における既存鉄道網等と港湾を活用した検討等、物流に関する調査・研究を促進する。」とされています。
- 宮城県が平成22年3月に決定した大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、「小牛田地域には、鉄道を活用した物流拠点の整備を促進し、環境にやさしい産業活動、輸送システムの拠点を形成する。」とされています。

【施策の展開】

- (1) 商工会と連携し、ものづくり研究開発支援、知的財産下請取引、省エネ化、IT活用等に関する支援を行い、中小企業の経営基盤の強化を図ります。
- (2) 企業ニーズや動向を把握し、各支援機関や支援策などとのマッチングを図る体制を整備します。
- (3) 起業や新規分野を開拓する意欲ある企業への支援を図ります。
- (4) 積極的な誘致活動を継続し、新規企業の進出や既存企業の規模拡大が円滑に進められるよう支援します。

⁴⁷需要側と供給側のニーズの調整を行うこと。

【主要な目標】

意 図	中小企業の経営基盤の強化を図る。					
対 象	製造業等の事業所					
指標名	町内製造品等出荷額					
指標の考え方	町内企業の活性化を支援するとともに企業誘致の実現により、製造品出荷額の増加を目標としました。					
目標値	H 2 2 (H21 年値)	H 2 3 (H22 年値)	H24	H25	H26	H27
	2 4 4 億円	2 4 7 億円	2 5 0 億円	2 6 0 億円	2 7 0 億円	2 8 0 億円

【具体的な取組み】

- (1) 中小企業者の経営相談、経営指導支援の実施
- (2) 中小企業者の資金調達支援
- (3) 企業OB等を活用した、経営支援の実施
- (4) 企業誘致活動の展開《施策4 2 と連携》
- (5) 企業立地セミナーの開催
- (6) 鉄道を活用した物流拠点の整備促進活動

政策13 第3節 観光・物産の振興**施策41 第1項 観光・物産を振興させるための対策****【現状と課題】**

- 観光資源の発掘と観光ネットワークの形成については、平成20年度に県内初の実施となった仙台・宮城デスティネーションキャンペーン⁴⁸などの取組みを通じ展開してきました。
- また、美里町物産観光協会の設立を支援し、同協会との連携により首都圏での物産展の開催や観光PRイベントを実施しています。
- 観光関係者などが中心となり、福島県会津美里町との新たな交流が進められています。
- 観光物産の振興のためには、民間のノウハウ⁴⁹を生かし、本町の特性を生かした体験型・学習型の観光等、新たな視点による事業展開が必要です。
- また、本町の農産物は貴重な観光資源でもあることから、ブランド化に向けた取組みが求められています。

【施策の展開】

- (1) 民間活力により、地域産業に結びついた観光物産振興事業を推進します。
- (2) 近隣市町との連携による広域観光を推進します。
- (3) 美里ブランドとして特産物の積極的な情報発信を行うとともに販路拡大に取り組めます。

【主要な目標】

意 図	入込客数を増加させる。					
対 象	観光客等					
指標名	観光客入込客数					
指標の考え方	観光産業は裾野の広い産業と言われていることから、観光客入込客数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	426,943人	385,000人	426,000人	445,000人	447,000人	450,000人

⁴⁸関係自治体や地元観光関係者とJR6社が協力、一体となって実施する大型観光キャンペーン

⁴⁹ある専門的な技術やその蓄積のこと。

【具体的な取組み】

- (1) 地域資源の再発見、掘り起こし活動の支援
- (2) 物産・観光関連組織の支援《施策38と連携》
- (3) 各種観光イベントの開催支援
- (4) 各種情報媒体を利用したPR活動の充実
- (5) 近隣市町との連携による広域観光の推進
- (6) 町の農産物等を活用した特産品の開発支援、販路拡大への支援（施策35、施策38、施策39と連携）

政策14 第4節 雇用の創造**施策42** 第1項 安定した雇用を確保、創造するための対策**【現状と課題】**

- 景気不安が慢性化しており、若年者の高い失業率や不安定な就労形態等、雇用環境の悪化が全国的な社会問題となっています。
- 古川公共職業安定所管内の有効求人倍率は、若干上昇してきていますが、東日本大震災の影響による建設業や運輸業等の復興関連以外の求人は、依然として厳しい状況となっています。
- こうした中、ハローワーク⁵⁰と連携した就業支援や国、県の雇用創出基金事業を活用した雇用対策事業の取組みのほか、平成22年度から雇用拡大奨励金交付事業を実施し、若年労働者の雇用促進に努めています。
- しかし、若年者が希望する職業とのアンマッチ⁵¹等により、思うような地元雇用の拡大には結びついていません。
- 雇用の確保のためには、雇用機会の新たな創出が求められることから、企業立地の取組みや既存企業の事業拡大などに対する支援が求められます。

【施策の展開】

- (1) 関連機関と連携しながら就業情報を効果的に収集し、広く周知を図ります。
- (2) 企業が求める人材と求職者との雇用のアンマッチの解消に努めます。
- (3) 国等が実施する緊急経済雇用対策に速やかに対応し、雇用の創出を図ります。
- (4) 商工業振興施策の充実により、町内企業の雇用機会を促進します。
- (5) 企業立地を推進し、新たな雇用機会の確保に努めます。
- (6) 高齢者及び障害者の雇用機会の拡大を推進します。

【主要な目標】

意 図	雇用機会の創出を図る。					
対 象	就職を希望している住民					
指標名	雇用奨励金（美里町企業立地奨励金）の適用者数（累積人数）					
指標の考え方	雇用の確保のためには、雇用機会の新たな創出が求められることから、雇用奨励金制度の適用数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	0人	0人	20人	50人	80人	100人

⁵⁰公共職業安定所のこと。

⁵¹合わないこと。一致しないこと。

【具体的な取組み】

- (1) 関係機関との連携による雇用に関する情報の提供《施策53と連携》
- (2) 地元雇用の拡大促進
- (3) 職業能力向上のための職業訓練施設等の活用促進
- (4) インターンシップ⁵²等職業意識醸成の取組みの推進
- (5) 国等の雇用対策事業の活用
- (6) シルバー人材センター支援事業（施策24と連携）
- (7) 企業誘致推進事業（施策40と連携）

⁵²学生が在学中に自分の専攻に関連した就職体験を行うこと。会社などでの実習訓練期間

第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり

平成15年に発生した宮城県北部連続地震、平成23年に発生した東日本大震災は、町内に甚大な被害をもたらしました。再び大規模な地震が発生する可能性があるとも言われています。

災害から大切な生命、財産を守るため、日ごろから災害に対する様々な「備え」が強く求められています。また、地震のみならず、あらゆる災害に対応するための町の防災体制、災害発生時の体制の充実強化及び「地域の」「地域による」「地域のための」防災活動の活性化は、安全で安心なまちづくりを実現する大切な取組みであり、本町の主要課題の一つです。

政策15 地域基盤の確立

施策43 計画的な土地利用と市街地形成を進めるための対策

施策44 安全・安心な道路等を整備するための対策

施策45 公共交通網を確立するための対策

政策16 生活安全の確保

施策46 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

施策47 安全、安心な交通環境、防犯対策を確立するための対策

施策20 (再掲)健康危機管理対策の推進

政策17 環境・景観の保全・創造

施策48 環境美化の推進と自然環境の保全

施策49 生活環境の保全と公衆衛生対策

政策18 居住環境の質の向上

施策50 快適で安全な生活環境、住宅環境を整備するための対策

施策51 水道水を安定して供給するための対策

施策52 下水道を普及推進するための対策

政策15 第1節 地域基盤の確立

施策43 第1項 計画的な土地利用と市街地形成を進めるための対策

【現状と課題】

- J R小牛田駅の西側に従来からの市街地が形成され、一方の東側には、土地区画整理事業による新たな分譲宅地と市街地の形成が進められています。
- 今後も、都市計画マスタープランの整備方針に基づき、合理的な土地利用の促進や市街地の環境整備、都市機能の向上を目的に無秩序な拡大を防止しつつ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地等の開発を調整していく必要があります。

【施策の展開】

- (1) 本町には、14の都市公園、6か所の児童遊園、60か所のチビッコ広場があり、住民の憩いの場として利用されています。これからも良好な空間を提供するために、引き続き地域住民と協働で維持管理に努めます。
- (2) ゆとり～と小牛田の良好な住環境を維持し、住環境の調和を図った一定規模の店舗等を誘導します。
- (3) 昭和38年に計画決定され、未整備のまま現在に至っている都市計画道路については、現在の土地利用状況を踏まえながら見直しを行います。また、道路網形成の要となる駅東西を結ぶ動線確保についても継続的に検討を進めます。

【主要な目標】

意 図	良好な住環境を維持する。					
対 象	都市公園					
指標名	地域と協働で維持管理を行っている都市公園数					
指標の考え方	良好な空間を提供するため、きめ細かな維持管理が求められています。今後、整備が予定される都市公園も含め、地域と協働で維持管理を行う都市公園数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	15箇所	16箇所

【具体的な取組み】

- (1) 都市計画審議会の設置・運営
- (2) 小牛田駅東部地区の良好な住環境の維持推進
- (3) 小牛田駅東西自由通路の維持管理
- (4) 住民と行政が協働する公園の維持管理
- (5) 都市公園維持管理事業

施策44 第2項 安全・安心な道路等を整備するための対策

【現状と課題】

- 本町には国道2路線（108号、346号）、県道8路線のほか、約1,000路線・延長500kmの町道があり、適切な維持管理及び利便性の向上が求められるとともに、計画的な維持・整備を確実に実施していく必要があります。
- 少子高齢化社会の一層の進行や成熟社会を迎え、子どもや高齢者、障害のある人等、交通弱者にも配慮した道路環境整備が必要となります。

【施策の展開】

- (1) 安全・安心な道路の整備及び効率的な管理に努めます。
- (2) 快適で利便性の高い道路ネットワークの整備を推進します。
- (3) 子どもや高齢者、障害のある人等の交通弱者の安全対策を推進します。
- (4) 道路災害に対応する体制を整備します。

【主要な目標】

意 図	安全・安心な道路管理を推進する。					
対 象	住民					
指標名	道路に対する地域の満足度					
指標の考え方	成熟社会を迎え子どもや高齢者、障害のある人等にも配慮した道路環境整備が求められています。地域の実情に精通している行政区長等を対象にアンケート調査を実施。道路に対する満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑

【具体的な取組み】

- (1) 定期的な道路パトロール及び応急対応
- (2) 道路の清掃、植樹剪定等の実施
- (3) 道路施設（照明灯、安全施設等）の点検及び修繕等の実施
- (4) 道路交通を確保する除草、除融雪の実施
- (5) 緊急対応の業務委託
- (6) （仮称）道路行政推進計画の策定と計画的な補修工事及び道路整備の実施
- (7) 国道・県道の道路環境の改善要望
- (8) 道路交通動態の把握と分析
- (9) 町道路線網の見直し
- (10) 子どもが安全に通行できる歩行スペースを確保するための通学路等、道路環境の改善及び整備《施策9と連携》
- (11) 高齢者、障がい者の通行の妨げとなる段差等を解消する道路環境の改善及び整備《施策24、施策28と連携》
- (12) 美里町地域防災計画に基づく各種行動計画の整備《施策46と連携》

施策45 第3項 公共交通網を確立するための対策

【現状と課題】

- JR小牛田駅とJR鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の交通手段として重要な一つです。
- JR東北本線、陸羽東線、石巻線の利便性向上のための対策を県及び関係自治体、JRと連携を強化しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 路線バス事業は、鹿島台－南郷－小牛田－古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する6路線をバス運行事業者に委託し運行しています。
- 住民にとって身近な交通手段として、生活に欠かせないものとなっていることから、利用者の要望や意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めるとともに、効率的な事業運営が求められます。
- 移転予定の大崎市民病院への交通手段の確保とあわせて、広域的な公共交通対策について検討していく必要があります。

【施策の展開】

- (1) 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備します。
- (2) 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便や車両の増設等を継続してJRに要望します。
- (3) 鉄道利用者の利便性向上を図るため、JR小牛田駅東駐車場及び駐輪場等を継続して運営します。
- (4) 路線バス事業については、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- (5) 大崎市民病院の移転も考慮し、大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討します。

【主要な目標】

意 図	利用しやすい交通体系の整備を図る。					
対 象	鉄道・バスの利用者等					
指標名	住民バス利用者の満足度					
指標の考え方	住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成を図るため、利用者の満足度の向上を目標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑

【具体的な取組み】

- (1) 美里町公共交通体系の構築
- (2) 期成同盟会⁵³等を通じたJRへの要望活動
- (3) 小牛田駅東駐車場、駐輪場の運営、管理
- (4) 利用者の要望や意見を反映したバス路線及びダイヤの編成《施策22、施策29と連携》
- (5) 広域的な公共交通対策の検討

⁵³同じ目標を実現するため、結束して活動する人々の組織。JRに対して要望活動を展開するために、関係市町村と共に設立

政策16 第2節 生活安全の確保

施策46 第1項 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

【現状と課題】

- 大規模災害の発生により、水道、下水道、電力、ガス、通信等のライフラインに大きな被害を受けた場合、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民生活や経済活動など、早期に日常を取り戻す大きな足かせとなります。
- 本町では、美里町地域防災計画を平成19年度に策定し、ライフラインについても関係機関と連携し、被害軽減のための諸施策を実施してきました。
- しかし、東日本大震災では、停電の長期化によりライフラインの機能停止を招くとともに、食料や非常時物品の備蓄が不足するなど、対策が十分でなかったことが明らかになりました。
- このため、非常時の電源の確保に向けた対策が強く求められています。また、災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対応とともに難聴地域の解消が急務となっています。
- 食品や飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっています。しかし、購入に要する多額な費用や備蓄倉庫等の保管施設、消費期限等の制約があることから、全町民分の備蓄を行政だけで担うことは不可能です。
- 町内全戸での自主的備蓄や自主防災組織⁵⁴による備蓄、また、企業による備蓄や流通業者による備蓄等について、これまで以上に啓発と普及が必要です。
- 安全で安心な防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠です。
- 自主防災組織の組織率が80%を超えているものの、実際の活動が十分でない組織もあることから、組織率100%に向けた取組みとあわせ、自主防災組織活動の促進を図るとともに、町の災害対策本部と自主防災組織との連携強化が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、半減期が長い放射線物質が放出・拡散したことにより、長期間にわたる監視体制の確保が不可欠です。また、東北電力女川原子力発電所の事故発生時における対応策も想定していかなければなりません。
- 原子力安全委員会において「防災対策を重点的に充実すべき地域」の見直しが検討され、本町は東北電力女川原子力発電所から30km圏内に入り、「緊急時防護措置を準備する区域」として位置づけられました。
- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。水防対策については、堤防の強化と避難所の選定見直し、近年多発するゲリラ豪雨と呼ばれる局所集中型豪雨に対し、町の中心部を流れる出来川を含め、内水氾濫に備えるための排水強化等の取組みが必要です。

⁵⁴主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的・自発的に防災活動を行う任意団体

【施策の展開】

- (1) 美里町地域防災計画については、東日本大震災により明らかとなった課題を踏まえるとともに、東北電力女川原子力発電所に係る緊急時防護措置への対応を含めた計画の見直しを図ります。
- (2) 未組織地区に災害時の共助の重要性等の周知を図り、自主防災組織の立ち上げに向けた啓発・支援を行います。
- (3) 災害備蓄倉庫の増設と災害備蓄品の拡充、自主防災組織による備蓄品の量的拡大とあわせ、町内全戸に対し、備蓄の普及・推進を図ります。
- (4) 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、自然エネルギー⁵⁵を活用した電力自給の強化拡充を図ります。
- (5) 防災行政無線を含めた情報発信及び情報伝達機能の強化を図ります。
- (6) 放射能対策については、監視体制を確立し、長期間にわたり監視を継続します。
- (7) 水害予防対策として、必要な河川改修工事や維持管理の充実を促進します。
- (8) 大崎地域広域行政事務組合を構成する他の1市3町との連携を強化しながら常備消防と救急搬送体制を強化するとともに、地域の消防団組織である美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。

【主要な目標】

意 図	非常時における電源を確保する。					
対 象	防災関連施設（58施設）					
指標名	非常用電源の確保率					
指標の考え方	東日本大震災を経験し、非常時の電源確保の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源の確保を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	0%	0%	100%	100%	100%	100%

意 図	非常時における通信手段を確保する。					
対 象	防災関連施設（115施設）					
指標名	非常時の通信手段の確保率					
指標の考え方	東日本大震災を経験し、非常時の通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における通信手段の確保を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	2%	2%	100%	100%	100%	100%

⁵⁵太陽光、バイオマス、風力、水力など自然由来で環境負荷が小さく、再生可能なエネルギーを総称したものの。

意 図	「地域の」「地域による」「地域のための」自主防災組織の育成を図る。					
対 象	自主防災組織の未組織地区					
指標名	自主防災組織の組織率					
指標の考え方	災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	82.8%	87.5%	92.2%	96.9%	100.0%	100.0%

【具体的な取組み】

- (1) 美里町地域防災計画の見直し
- (2) 災害備蓄倉庫の整備と災害備蓄品の量的拡大
- (3) 自主防災組織の食料備蓄強化、各世帯での最低3日分の食料備蓄普及・推進
- (4) セーフティタワー⁵⁶増設及び火災時の水槽車を兼ねる給水車の導入検討
- (5) 自主防災組織、事業所、各世帯における蓄電器や非常用電源の確保の啓発
- (6) 各世帯における、太陽光発電などの導入促進
- (7) 防災行政無線の予備電源の増設及び非常用発電設備の追加等
- (8) 南郷地域のアナログ無線方式の防災行政無線施設(整備から10年を経過)の早期デジタル化と難聴地域の解消に向けた整備(放送音声の干渉・反響等による障害の解消に向けた整備)
- (9) 電力会社に対する非常時体制強化の要請
- (10) 情報伝達と周知のための通信手段として、町と防災関係機関や自主防災組織との通信を確保する衛星携帯電話の導入検討など《施策20と連携》
- (11) 各家庭への防災ラジオの普及
- (12) 情報連絡員等の設置検討
- (13) 空間放射線量を監視・把握するためにモニタリングポスト等の設置《施策9、施策20、施策48と連携》
- (14) 放射能測定検査体制の整備《施策10、施策37と連携》
- (15) 県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討《施策58と連携》

⁵⁶緊急用飲料水備蓄タンク。災害時における飲料水の確保のほか、火災時などの消火活動にも利用可能

施策47 第2項 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策**【現状と課題】**

- 本町では、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。また、防犯対策については防犯協会、防犯実働隊をはじめ、PTAや老人クラブなどの関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動を展開しています。
- 今後も引き続き、各関係団体、地域住民の協力を得ながら、町民の安心、安全のまちづくりの推進を図っていく必要があります。
- 一方で、交通安全指導隊員や防犯実働隊員をはじめとして、会員の高齢化や減少が課題となっています。
- 活動が円滑に行えるよう会員の補充や後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないよう活動内容の見直しについても検討していく必要があります。
- 交通安全・防犯施設については、整備計画を作成し、計画的な更新が必要となっています。

【施策の展開】

- (1) 防犯協会や防犯実働隊をはじめ、PTAや老人クラブなど関係団体と連携した地域安全運動等をはじめとした、登下校時の児童・生徒の見守りや防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
- (2) 被害者の多くを占める子どもと高齢者を交通事故から守るために、子どもと高齢者を対象にした交通安全教室を定期的で開催します。
- (3) 交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊等、関係団体が一体となって、交通安全運動等の啓発活動や街頭指導を実施します。
- (4) 各関係団体に対し活動や組織育成、会員の意識の向上に向けた支援を行うとともに、各関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境やネットワークづくりを進めます。また、より効果的、効率的な活動が行えるよう定期的な協議の機会を設けます。
- (5) 交通安全・防犯施設の整備については、計画的な施設整備を行い道路交通環境、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。

【主要な目標】

意 図	犯罪を防止し安全・安心な環境を確保する。					
対 象	住民					
指標名	不審者事案発生件数					
指標の考え方	犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちを実現するために、不審者の事案発生件数の撲滅を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	2件	8件	0件	0件	0件	0件

【具体的な取組み】

- (1) 交通安全運動等の啓発運動や街頭指導及び交通安全教室等の実施《施策9と連携》
- (2) 安全運動等の啓発活動や登下校時の児童・生徒の見守り事業や防犯パトロール等の実施
- (3) 関係団体、地域住民等の活動の充実・強化、自主的な活動への支援
- (4) 交通安全指導隊員、防犯実働隊員、関係団体会員の補充、後継者の育成
- (5) 交通安全、防犯施設整備計画の作成、計画的な施設整備の実施

施策20 （再掲）第3項 健康危機管理対策の推進

【現状と課題】

- 東日本大震災を踏まえて、災害時要援護者⁵⁷の登録者だけでなく、援護が必要な未登録者の把握を含めた台帳整備が求められます。
- また、乳児・妊婦などは災害時要援護者の登録の対象者になっていないことから、今後の対応方法を明らかにする必要があります。
- 災害発生時に、自主防災組織が行う安否確認後の災害弱者の避難先や、受け入れ態勢を具体的に決めておくことが必要です。

【施策の展開】

- (1) 健康危機管理対策の啓発活動を推進します。
- (2) 災害弱者を事前に把握しておくと同時に、災害発生時における安否確認から避難所運営までの救済方法と救済体制の整備を進めます。
- (3) 非常時の情報通信手段の確保を図ります。

【具体的な取組み】

- (1) 健康危機管理意識の啓発
- (2) 災害時要援護者台帳の運用ルールの明確化《施策28と連携》
- (3) 民生委員や社会福祉協議会と連携した災害弱者対策の整備
- (4) 災害対応マニュアルの策定
- (5) 災害時における情報通信手段の確保《施策46と連携》
- (6) 空間放射線量モニタリングポスト⁵⁸の設置《施策46と連携》

⁵⁷災害時に1人では避難が難しい住民のこと。高齢者、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人等を指す。

⁵⁸放射線を定期的、連続的に監視測定することをモニタリングといい、モニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストと言う。

政策17 第3節 環境・景観の保全・創造

施策48 第1項 環境美化の推進と自然環境の保全

【現状と課題】

- 本町は、江合川と鳴瀬川などの河川、蜂谷森公園とその周囲の小丘陵、さらには、広大な田園などの自然環境と自然景観に恵まれています。これらの地域資源を大切に守り、次代へ継承していかなければなりません。
- 住民による環境美化運動を今後とも一層推進し、自然環境の維持・保全や新たな自然景観の形成に努めるなど、美しい美里町を創る取組みが求められています。
- 学校では総合学習の一環として、環境教育に取り組んでいます。学校はもとより、家庭や地域、職場等を巻き込んだ環境教育・環境学習への取組みを推進し、環境に対する住民一人ひとりの意識と自覚を高めていかなければなりません。
- 温暖化対策は地球規模の課題とされています。私たちが身近にできる取組みを広めるとともに国、県と連携した地球温暖化対策の推進が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飛散した放射性物質による環境汚染が懸念されます。

【施策の展開】

- (1) 「美里町美しいまちづくり推進条例」に基づき、環境美化の促進及び美観の保護に努めます。
- (2) 本町では、8月の第一日曜日を「環境美化の日」と位置づけています。道路や河川、公園などを清潔で美しく保つため、地域での自主的な清掃活動や花いっぱい運動などの美化活動を推進します。
- (3) 江合川や鳴瀬川の流域全体との連携を深め、水資源の確保、水質の浄化など、水環境の保全に努めます。
- (4) 国、県との連携による地球温暖化防止対策を進めます。
- (5) 住民とともに自然愛護運動を推進します。
- (6) 放射性物質については、監視体制を確立し、長期間にわたり監視を継続します。

【主要な目標】

意 図	自然環境・景観の維持・保全を図る。					
対 象	自然環境及び景観					
指標名	みやぎ環境交付金事業を活用したCO ₂ 削減量（累積量）					
指標の考え方	温暖化対策は地球規模の課題です。国、県と連携した地球温暖化対策の推進が必要であることから、みやぎ環境交付金事業を活用したCO ₂ の削減を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	4.0 t -CO ₂ /年	6.0 t -CO ₂ /年	8.0 t -CO ₂ /年	10.0 t -CO ₂ /年	12.0 t -CO ₂ /年

【具体的な取組み】

- (1) 環境美化推進委員の設置
- (2) 環境美化活動の推進
- (3) 住民の清掃活動に対する支援
- (4) 江合川、鳴瀬川の公害及び水質汚濁の監視と保全
- (5) みやぎ環境交付金事業を活用した温暖化対策の実施
- (6) 自然愛護教育等の充実、自然愛護キャンペーン等の実施
- (7) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理対策
- (8) 空間放射線量モニタリングポストの設置（施策46と連携）

施策49 第2項 生活環境の保全と公衆衛生対策

【現状と課題】

- 適切なごみ処理業務の実施及び良好な斎場運営が求められています。また、老朽化した斎場施設の建て替え検討が進められています。
- 町営共葬墓地の使用者の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
- ごみ集積所は、地区衛生組合で設置しており、利用者の適切な管理運営が行われています。今後も継続して支援が必要となっています。
- 不法投棄については、地区衛生組合との協力と取締機関との連携による対策が求められています。
- 平成22年度末の犬の登録頭数は、1,774頭に達しています。狂犬病予防注射の啓発及び未登録対策が求められ、併せてペットの適切な管理についても啓発が必要となっています。

【施策の展開】

- (1) 周辺市町との連携を図り、大崎地域広域行政事務組合を中心とした、適切なゴミの処理、ゴミの減量、資源物再利用の向上を図ります。また、リサイクルの推進を図ります。
- (2) 周辺市町との連携を図り、大崎地域広域行政事務組合を中心とした、良好な斎場運営を行います。
- (3) 公衆衛生の見地から、墓地の管理運営を実施します。
- (4) 良好な衛生環境を保持するため、ごみ集積所の適切な管理及び防疫事業を展開するため、衛生組合連合会及び地区衛生組合を支援します。
- (5) 不法投棄撲滅のため、地区衛生組合と協力してパトロールを強化します。
- (6) 動物愛護の啓発活動とともに、狂犬病予防及び登録管理の徹底を図ります。

【主要な目標】

意 図	良好な衛生環境を保持する。					
対 象	公衆衛生環境					
指標名	一人当たりの燃やせる家庭ごみ量					
指標の考え方	平成22年度の燃やせる家庭ごみ量の実績は5,757tで、人口一人当たりの量は226kgとなっています。平成23年度から毎年2%の減少を目指し、平成27年度までに10%減少させることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	226.2kg	221.6kg	217.2kg	212.6kg	208.1kg	203.6kg

【具体的な取組み】

- (1) 3R⁵⁹運動推進のための啓発活動の実施
- (2) ごみ・資源物収集カレンダーの発行
- (3) ごみ集積所及び資源物集積所の適正な管理のための衛生組合等への支援
- (4) 斎場管理運営事業
- (5) 共葬墓地管理運営事業
- (6) 町内一斉清掃の実施
- (7) 不法投棄監視パトロールの実施
- (8) 地区防疫事業への支援
- (9) 環境に対する意識の普及啓発活動の推進
- (10) 地域、学校等での環境学習の推進
- (11) 狂犬病予防対策事業

⁵⁹Reduce(リデュース/ごみを出さない)、Reuse(リユース/ごみを再使用する)、Recycle(リサイクル/ごみを再生利用する)の頭文字をとった用語で、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方

政策18 第4節 居住環境の質の向上

施策50 第1項 快適で安全な生活環境、住宅環境を整備するための対策

【現状と課題】

- 大規模地震による住宅の倒壊や人的被害など、事故を未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。
- 各地区に整備された公園は、日々の生活における住民の安らぎの場や子どもたちの遊び場として活用されていますが、開設から時間が経過した公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。
- 排水不良箇所等の解消を図るため、排水路の整備を推進してきましたが、すべては解消されていない現状にあります。

- 町内の町営住宅は、昭和40年代から昭和50年代に建築された住宅が約8割を占めています。
- これまで、公営住宅管理計画及び町営住宅現況カルテ等に基づき施設の維持修繕を行ってきましたが、東日本大震災の影響により大部分の町営住宅に被害が生じました。また、旧基準の建築物が多く耐震診断の必要性はあるものの、今後、建替等の検討も必要となっているため、耐震診断を行っていないのが実態です。
- 建築年度が特に古い桜木、山の神、北浦第一、北浦第二、大柳第二住宅の一部については、修繕費の増加が懸念されるため、退去後の新たな入居の受付けは行っていません。
- 入居者の高齢化に伴い、周辺環境の保全活動に対して支障が生じています。
- 町営住宅使用料の滞納対策が求められています。

【施策の展開】

- (1) 東日本大震災を教訓に、住民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断助成事業と耐震改修工事助成事業を継続して実施します。
- (2) 南郷地域の排水計画を作成し、改修を進めるとともに、排水不良箇所等の解消を図ります。
- (3) 公園の改修計画を作成し、計画的に実施します。また、地域住民と連携した良好な維持管理を継続します。
- (4) 老朽化した町営住宅の建替えを踏まえた整備計画を策定します。
- (5) 整備計画の策定に当たっては、住みやすい住宅環境づくりを目指し、世帯構成を考慮した居住空間の確保に努めます。
- (6) 町営住宅の入居者に対し、環境の維持管理に対する啓発を図ります。
- (7) 町営住宅使用料滞納者に対する徴収を強化します。

【主要な目標】

意 図	快適で安全な住宅環境の整備を図る。					
対 象	町内全域					
指標名	耐震に係る補助制度を活用する住宅件数					
指標の考え方	耐震診断及び耐震改修工事を実施することは、大規模地震の発生時において住民の生命・財産を守るために重要なことです。制度の活用は安全な住宅環境の整備につながることから、耐震に係る補助制度を活用する住宅件数を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	10件	10件	10件	10件	10件	10件

【具体的な取組み】

- (1) 木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業
- (2) 住民と行政が協働する排水路の維持管理
- (3) 排水計画を作成し、改修を行うとともに排水不良箇所等の解消を図る。
- (4) 住民と行政が協働する公園の維持管理
- (5) 公園改修事業《施策62と連携》
- (6) 町営住宅の修繕、改修の必要性、維持管理、住棟単位改修等を含む町営住宅長寿命化計画の策定《施策62と連携》
- (7) 町営住宅管理補助員との連携による住宅内の環境維持管理の啓発と定期的な清掃活動
- (8) 町営住宅使用料滞納者に対する徴収強化

施策51 第2項 水道水を安定して供給するための対策

【現状と課題】

- 東日本大震災において、ライフラインが長期間停止したことは今後の大きな課題です。特に停電による取水・送水の対応には、非常用自家発電機の設置を優先課題として取り組む必要があります。
- また、水を安定供給するためにも、老朽管の更新事業を進めるとともに水道施設の維持管理・更新に努め、災害に強い万全の体制がとれるよう取組みが求められています。
- 一方で、水道事業は浄水施設の新設等により、平成20年度から赤字決算となっています。
- 現行の水道料金では、水道施設の維持管理及び整備並びに借入金の償還に支障をきたす状況が想定されます。
- 水道事業の財政計画の策定に併せ、業務の改善や有収率⁶⁰の向上などの経営努力を進めながら、水道料金の見直しを行う必要があります。

【施策の展開】

- (1) 水道事業財政計画を策定します。
- (2) 東日本大震災の教訓を生かし、緊急時においても機能維持が確保できる体制整備に努めます。
- (3) 停電時においても、取水・浄水・配水の機能が発揮できるよう対策を進めます。
- (4) 老朽管の更新については、整備目標を設定し計画的に整備を行い、管路の耐震性を高めます。
- (5) 水道施設の維持管理に努め、安全で安心な水の安定供給を図ります。

【主要な目標】

意 図	安定した供給体制を確保する。					
対 象	水道水					
指標名	老朽管（石綿セメント管）の更新率					
指標の考え方	東日本大震災の教訓から、老朽管を耐震性の高い管路へ更新することは、安定した水の供給につながることから、老朽管（石綿セメント管）の更新率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	71.3%	74.3%	75.1%	77.6%	80.2%	82.6%

【具体的な取組み】

- (1) 水道事業財政計画の策定
- (2) 災害時における行動計画の整備
- (3) 取水場及び浄水場に非常用自家発電機の設置
- (4) 老朽管更新事業の継続実施
- (5) 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新

⁶⁰配水した水のうち、料金の対象となった水の割合。数値が高いほど良いとされる。

施策52 第3項 下水道を普及推進するための対策**【現状と課題】**

- 公共下水道事業⁶¹、合併処理浄化槽⁶²設置促進事業を継続的に実施するため、事業費の確保が必要となっています。
- 農業集落排水事業⁶³は、全地区とも供用開始から年数が経過し、計画的な修繕や機器の更新を行う必要があります。
- 普及、啓発については、広報やイベントなどを通じてPR活動を実施していますが、水洗化率の向上を図るため、年間を通した展開が必要です。

【施策の展開】

- (1) 公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置促進事業を計画的に進めます。
- (2) 水洗化促進のための普及、啓発活動を行います。

【主要な目標】

意 図	汚水等が適切に処理される生活環境を整備する。					
対 象	公共下水道、農業集落排水等の整備地区					
指標名	水洗化率					
指標の考え方	公共下水道、農業集落排水等の整備地区において、汚水等が適切に処理される生活環境を推進するため、水洗化率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
(公共)	72%	72%	73%	74%	75%	76%
(農集)	64%	66%	68%	70%	72%	73%

【具体的な取組み】

- (1) 公共下水道事業：計画的な整備を進めるとともに、普及率の向上を図る。
- (2) 農業集落排水事業：的確な維持管理と計画的な修繕で経費削減を図る。
- (3) 合併処理浄化槽設置促進事業：継続的な事業の実施
- (4) 普及、啓発事業：水洗化率向上のためのPR活動に、年間を通して取り組む。

⁶¹都市計画区域内で町が設置し管理する下水道

⁶²農業振興地域内(一体的に整備が可能な周辺地域を含む)の農業集落における下水道

⁶³公共下水道などが整備されていない地域で、汚水(し尿)と生活雑排水を併せて微生物の働きなどにより浄化し放流する設備

第5章 自立をめざすまちづくり

地方分権・地域主権により、地方自治体が決定すべき事項は増加するとともに、複雑化する社会構造の中、住民ニーズも多種多様化しています。また、人口減少社会が明らかとなる中、人口減少の抑制や定住の促進を図ることが求められています。

こうした中、“最少の経費で最大の効果をあげる”という行政手法の原点に立ち返り、家庭や地域、学校、企業、団体、行政機関などがつながりを深め、互いに協力し合い、身の丈にあった財政運営と行政サービスの品質向上を図りながら、「住み慣れた地域に住み続けたい」という愛着の持てるまちづくりは、本町の主要課題の一つです。

政策 19 定住化の促進

施策 53 定住化を促進するための対策

政策 20 住民活動の促進

施策 54 住民参画と協働のまちづくりの推進

施策 55 地域における住民活動を活性化させるための対策

施策 56 NPO活動やボランティア団体を活性化させるための対策

政策 21 交流の促進

施策 57 国際交流を促進するための対策

施策 58 地域間交流を推進するための対策

政策 22 平和行政の推進

施策 59 非核・平和社会を実現するための対策

政策 23 男女共同参画社会の推進

施策 60 男女共同参画社会を推進するための対策

政策 24 健全な行財政運営

施策 61 行政運営の効率化を推進するための対策

施策 62 財政を健全化するための対策

施策 63 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策

政策19 第1節 定住化の促進

施策53 第1項 定住化を促進するための対策

【現状と課題】

- 本町は、鉄道交通の要衝であるとともに国道・県道が県内の各方面を結んでいます。
- 通勤・通学には良好な住環境といえますが、町全体の人口は年々減少していることから、減少要因を詳しく分析するなど、人口をどのように維持していくかが大きな課題となっています。
- 雇用の場の確保、起業の支援を行うとともに、安心して子育てができる環境の整備と各事業間の連携による総合的な施策の展開が求められています。
- 分譲住宅地の「グリーントウンなんごう」と「ゆとり〜と小牛田」の販売促進はもとより、美里町に新しく住宅を構え、転入した方に対する支援金の拡大についても検討が必要となっています。

【施策の展開】

- (1) 人口減少の要因を分析するとともに「住み慣れた地域に住み続けたい」という愛着の持てる町づくりを推進します。
- (2) 子育てを行う家庭に対する各支援策の推進とその周知に努めるとともに、雇用を確保、創出する施策などを推進し定住化を促進します。
- (3) 分譲住宅地「グリーントウンなんごう」と「ゆとり〜と小牛田」の販売を促進します。
- (4) 美里町に転入し、民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討します。

【主要な目標】

意 図	人口減少を抑制する。					
対 象	住民基本台帳人口（各年3月末）					
指標名	美里町総合計画における基準人口の維持率					
指標の考え方	人口減少社会においては、いかに人口減少を抑制していくかが必要な視点となります。このことから、本計画に掲げる基準人口を維持することを目標としました。 (各年の実績人口÷各年の基準人口×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	100以上	100以上	100以上	100以上

【具体的な取組み】

- (1) 子育て支援策の推進及びその周知《施策30と連携》
- (2) 雇用の確保、創出施策の推進《施策42と連携》
- (3) 住宅取得支援金の継続
- (4) 民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討

政策20 第2節 住民活動の促進**施策54 第1項 住民参画と協働のまちづくりの推進****【現状と課題】**

- 公共サービスや地域課題など、まちづくりに不可欠な住民の意向を十分に把握する必要があります。そのためには、住民懇談会などの開催方法の見直しが必要です。
- また、住民と行政が協働するまちづくりを進める上では、自治会などの地縁組織⁶⁴やNPOやボランティア団体などの志縁組織⁶⁵の自立した活動が大切です。
- 東日本大震災発生時には各地域で自主防災組織が機能し、行政の手が行き届かないところで多くの問題が解決されました。このように身近な社会貢献活動に住民一人ひとりが参加できる支え合いと活気に満ちたまちづくりを進める必要があります。
- “まちづくりは人づくりから”と言われるように人材の発掘と育成が大切です。
- まちづくり人材育成基金を活用し、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人のそれぞれの年代にあわせた人材育成が求められます。

【施策の展開】

- (1) 自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織と連携して地域課題の解決を図り、住民の誰もが参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織を支援していくために、活動発表やボランティア情報、補助金情報等を一元化して提供する場を設置します。
- (3) 各年代別にあわせた事業内容を提供しながら、人材育成基金の有効な活用を図り、住民に研修の場を提供します。
- (4) 行政情報を広く提供し、公共サービスや地域課題などまちづくりに不可欠な住民の意見や意向の把握を十分に行います。

【主要な目標】

意 図	地域課題に取り組む活動を支援する。					
対 象	地域課題に自ら取り組む団体等					
指標名	(仮称) 課題解決提案事業の提案数					
指標の考え方	地域課題に自ら取り組む団体等の活動を促進するため、新たな事業を創設するとともに、提案される事業数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	事業制度化	基準値	基準値↑	基準値↑

⁶⁴町内会や自治会など、居住地域を対象とする組織

⁶⁵サークルやボランティア団体、NPOなど、特定の目的で集まった組織

【具体的な取組み】

- (1) 歩くまちづくり推進事業による情報提供と地域リーダーの育成支援
- (2) 地域課題の解決に向け活動をしている団体への支援
- (3) NPO等の“広場”の設置
- (4) まちづくり人材育成事業の効果的な運用
- (5) 広報紙、掲示板、ホームページ、みんなの予算等による行政情報の提供
- (6) 広聴活動の推進（住民懇談会・パブリックコメント⁶⁶手続など）

施策55 第2項 地域における住民活動を活性化させるための対策

【現状と課題】

- 地域住民が集い活動する拠点である集会所施設については、建物の老朽化や震災により被災した施設の修繕等を支援していくことが求められています。
- 地域づくり支援事業では、一般コミュニティ事業や自主防災推進事業の取組みが顕著であり、災害時には自主防災組織が主体となって避難所運営を行った地区もあるなど、地域の連帯感が深まっています。今後も継続して地域住民が一体となる取組みが求められています。
- 地域を担う人材を育成するために、各地域における活動内容の情報交換や研修等の支援を行う必要があります。

【施策の展開】

- (1) 地域住民の活動拠点の充実を図るために、「集会所等建設・修繕等事業補助金」の交付を継続します。
- (2) 地域づくり支援事業を継続するとともに、事業提案枠を新たに創設するなど、地域の課題を地域住民自らが解決し、地域の絆が一層深められるよう支援します。
- (3) 地域コミュニティ活動や防災活動など、各地域が取り組む活動について情報交換や地域間相互の研修等を支援します。

⁶⁶計画などの策定過程において、案の段階で広く公表し住民からの意見を求め、寄せられた意見に対する考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して意思決定を行う仕組み。

【主要な目標】

意 図	地域が自ら取り組む活動を支援する。					
対 象	行政区					
指標名	地域づくり支援事業の実施率					
指標の考え方	地域課題に住民自らが取り組み、地域が活性化していくことは大切なことです。地域づくり支援事業の活用は、活性化に向けた取り組みであることから、地域づくり支援事業の実施率を目標としました。 (地域づくり支援事業を実施した行政区数÷町内行政区数×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【具体的な取り組み】

- (1) コミュニティ助成事業の継続（活動備品購入）
- (2) 地域活動施設整備支援事業の継続（建設助成、修繕助成）
- (3) 地域づくり支援事業の継続（ソフト支援）
- (4) 地域づくり情報の提供と相互研修

施策56 第3項 NPO活動やボランティア団体を活性化させるための対策

【現状と課題】

- 地域における様々な課題に対して、NPO、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して解決に取り組む「新しい公共」という価値観が生まれています。
- 福祉や文化、体育、環境、教育やまちづくりなど様々な課題があり、従来、町が独占的に行っていた業務や、行政では対応が行き届かない課題を、住民参加の下に支え合う仕組みを作り上げることが課題となっています。

【施策の展開】

- (1) まちづくりや地域づくりを進めるに当たって、地域と行政をつなぐ、中間支援組織の設立を図ります。
- (2) みやぎNPOプラザ⁶⁷と連携し、住民組織活動についての情報発信や研修機会の充実を図ります。
- (3) NPO等（法人格の有無を問わない）の実態把握に努めます。また、行政サービスとの連携を図ります。
- (4) NPO等の活動内容について情報提供に努め、住民の社会貢献活動への参加を促します。
- (5) NPO等の活動を支援するための各種情報を、一元化して提供する場を設置します。

⁶⁷宮城県内のNPO活動を総合的に推進するための中核機能拠点として宮城県が設置した施設。NPO・市民・行政・企業など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがよりよい成果をあげる活動支援をするため、さまざまな情報の受発信と場所の提供、出合いや学びの機会づくりに取り組んでいる。

【主要な目標】

意 図	持続的な活動を促進する。					
対 象	地域課題の解決に取り組む団体等					
指標名	町内に活動拠点を置くNPO法人の数					
指標の考え方	地域における様々な課題に対し、多様な担い手が必要となっていることから、法人格を取得し、持続した活動を行う団体の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	6団体	6団体	6団体	7団体	7団体	8団体

【具体的な取組み】

- (1) (仮称) みさとNPOサポートセンターの設立
- (2) みやぎNPOプラザと連携しての情報提供
- (3) 町内を中心に活動しているNPOの実態調査
- (4) NPO活動の促進と住民への周知

政策21 第3節 交流の促進**施策57 第1項 国際交流を促進するための対策****【現状と課題】**

- 平成20年度に美里町と米国ミネソタ州ウイノナ市が、国際友好姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。
- 中高生の交流は、国際友好や異文化理解を深めることに加え、生きた英会話を学ぶ貴重な機会として、英語教育の重要な役割を担っています。
- 旧南郷町が実施してきた中国山東省済南市長清区との交流は、職員を派遣するなど意向を確認しているところですが、平成18年6月から現在まで連絡がない状態が続いています。
- また、町内在住外国人との交流を行い、共生社会の形成と異文化理解の推進に努めています。
- 今後は、こうした国際友好姉妹都市との交流の継続と、町内在住外国人との交流から、国際性豊かなまちづくりと国際社会に対応できる人材の育成に努めていきます。

【施策の展開】

- (1) 国際社会に目を向けた人材を育成するために、次代を担う中高生を積極的に姉妹都市へ派遣します。
- (2) 国際理解を深めるため、姉妹都市や町内外に在住する外国人との交流による広域的な国際交流事業を展開します。
- (3) 国際貢献活動に参加できるよう情報提供を行います。
- (4) 国際交流関係団体を支援するとともに、事業の連携を図ります。

【主要な目標】

意 図	国際社会への理解を深める。					
対 象	住民					
指標名	国際交流事業への参加者数					
指標の考え方	共生社会の形成と異文化への理解を進めるためには、国際交流の推進が必要なことから、国際交流事業への参加者数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	620人	180人	630人	640人	650人	660人

【具体的な取組み】

- (1) 姉妹都市米国ミネソタ州ウイノナ市との友好・教育交流
- (2) 国際交流フェスタ事業（スプリングフェスタ、オータムフェスタ）
- (3) 国際貢献活動（国際協力機構「青年海外協力隊」など）の情報提供
- (4) 国際交流関係団体の支援及び事業の連携

施策58 第2項 地域間交流を推進するための対策

【現状と課題】

- 現在、福島県会津美里町と観光関係者やイベント等を通じた交流が行われています。また、神奈川ゆめコープとの交流では、田植え・草刈り・稲刈り等の体験を通して、生産者と消費者との交流が行われています。
- 交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産・観光などの分野における新たな交流の展開が求められています。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援などの新たな地域間協力が求められています。
- 平成24年2月に東京都足立区と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

【施策の展開】

- (1) 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、東京都足立区をはじめ、県内外の市区町村との災害時相互応援や自治体間の交流事業について検討します。
- (2) 歴史、文化、物産・観光の分野における新たな交流を実施するとともに、現在、交流を実施している団体などを支援し、交流人口の増加を図ります。
- (3) グリーン・ツーリズム⁶⁸の受入農家や農家レストラン⁶⁹を起業する住民を支援するなど、都市農村交流をはじめとする地域間交流を進めます。

【主要な目標】

意 図	地域間交流を促進させる。					
対 象	地域間交流者					
指標名	地域間交流人口					
指標の考え方	歴史、文化、物産・観光等の分野において、交流を生み出すことは、地域に活力を生むとともに、相互の助け合う関係構築につながることから、地域間交流人口の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	120人	150人	160人	170人	180人

【具体的な取組み】

- (1) 県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討《施策46と連携》
- (2) 交流団体の活動支援《施策38と連携》
- (3) 都市農村交流事業及びグリーン・ツーリズム推進事業

⁶⁸緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、農林水産業との触れ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

⁶⁹農林漁業者が経営するもので、自家の生産物や地域の食材を活かして自ら調理をし、農山漁村ならではの料理を提供する。

政策22 第4節 平和行政の推進**施策59 第1項 非核・平和社会を実現するための対策****【現状と課題】**

- 戦争から65年以上が経過し、過去の戦争体験や被爆体験の風化、さらには平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されます。
- 本町では、平成18年6月に永遠に“非核・平和都市”であることを宣言し、同年10月には「非核・平和都市宣言記念セレモニー」を開催しました。また、次代を担う若い世代に平和の尊さを伝えるために、被爆地である長崎市へ中学生を派遣しての体験学習、さらには「原爆パネル展」を開催するなど、平和行政を推進するための取組みを行っています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力エネルギーに対する関心が高まっています。

【施策の展開】

- (1) 平和の尊さを学ぶ学習機会を提供します。
- (2) 国際平和展等の開催を通し、世界平和・非核平和について啓発します。
- (3) 中学生を中心とした平和教育に努めます。
- (4) 原子力エネルギーに関する学習機会を提供します。

【主要な目標】

意 図	平和の大切さに対する意識を高める。
対 象	住民
目 標	平和の尊さを学ぶ活動を促進し、平和の大切さに対する意識向上に努めます。

【具体的な取組み】

- (1) 被爆地へ訪問団の派遣
- (2) 国際平和展（原爆パネル展示、平和写真展、平和朗読事業など）
- (3) 原子力や核燃料サイクルに関する学習機会の提供

政策23 第5節 男女共同参画社会の推進

施策60 第1項 男女共同参画社会を推進するための対策

【現状と課題】

- 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきましたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸問題は解決されたとは言えない状況にあります。
- 少子高齢化の進展に伴う労働人口の激減により、これまで以上に女性の労働力や社会進出が求められることは間違いなく、就労や社会参加を希望する女性を支援する制度の改革や社会的な体制づくりも不可欠となります。
- 町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
- 関係機関と連携を図りながら、住民に対する啓発活動をはじめ、身近に起こりうるドメスティックバイオレンス⁷⁰、セクシャルハラスメント⁷¹、ストーカー⁷²行為の被害防止活動や相談窓口の設置が求められています。

【施策の展開】

- (1) 美里町男女共同参画推進基本計画に基づき、関係機関・団体との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に取り組めます。
- (2) 町の政策形成の場に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性の参画機会の拡大に努めます。
- (3) 「広報みさと」やホームページ等を活用した情報提供や男女共同参画週間のキャンペーン、講演会・研修会の開催等による啓発事業を行います。
- (4) ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止のための相談窓口の設置や相談活動を行い、警察など関係機関との連携を図ります。

⁷⁰家庭内における暴力。特に男女間の身体的、精神的暴力

⁷¹性的いやがらせ。職場などでの性的、差別的な言動

⁷²同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為

【主要な目標】

意 図	男女共同参画社会の実現					
対 象	住民					
指標名	町の各種審議会等の女性委員の登用率					
指標の考え方	法令、条例、規則等に基づいて、所掌する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である各種審議会等で、その審議会委員全体に占める女性の委員の割合を30%以上とすることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	30%	30%	30%	30%	30%

【具体的な取組み】

- (1) 男女共同参画社会推進体制の充実
- (2) 各種審議会等における女性の参画機会の拡大
- (3) 男女共同参画の啓発事業
- (4) 被害者相談窓口の継続と関係機関との連携

政策24 第6節 健全な行財政運営

施策61 第1項 行政運営の効率化を推進するための対策

【現状と課題】

- 複雑化、高度化する社会の中、専門性の高い行政サービスが求められています。
- 総合計画の進行管理及び行政評価については、試行錯誤を繰り返しながら、取り組んできたところ
です。
- 一方で、合併後、短期的かつ集中的に予算編成や行政評価制度などの各システム（仕組み）がそれ
ぞれの部署で構築されてきたことから、システム相互の連携不足が生じています。
- 今後は、トータルシステム（連携の仕組み）としての再構築とマネジメント⁷³感覚を身に着けるた
め、さらに徹底した対応が求められます。

- 平成19年2月に策定した第1次行政改革大綱が平成24年3月に終了し、引き続き、第2次行政
改革大綱の策定が求められています。
- 無駄の排除と事務の効率化を図るためには、日々の業務を遂行する中で、一人ひとりの職員が自覚
を持って自主的に取り組むことが求められます。そのためには、その根底となる職員の意識改革と
組織体質の改善に取り組んでいかなければなりません。
- 大崎地域広域行政事務組合については、共同事務の現状と課題を整理し、効率性を重視した共同事
務の展開が求められます。

【施策の展開】

- (1) 「最大の効果」を「最少の経費」であげる施策を推進するため、実施計画、予算編成、政策評
価などの連携を強化し、公正で透明性の高い総合計画の進行管理を行います。
- (2) 高度専門化する政策課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、大学など学術機関との連携強
化を図ります。
- (3) 第2次行政改革大綱を策定し、事業の重点化を図りながら一つひとつ着実に推進します。また、
専門的な助言・指導を行う専門指導員を配置するなど、効率よく組織的に行政改革を進めます。
- (4) 共同事務の現状と課題を整理し、新たな共同事務の検討と併せ（仮称）大崎地域広域市町村圏
計画を策定するとともに、効率性を重視した広域行政の運営を推進します。

⁷³目的・目標の達成のため、行財政運営などを管理すること。

【主要な目標】

意 図	美里町総合計画の着実な推進を図る。					
対 象	美里町総合計画					
指標名	主要施策目標の達成率					
指標の考え方	美里町総合計画の着実な推進と進捗状況の見える化を図るため、主要施策目標の達成状況を目標としました。 (達成できた主要施策目標の数÷主要施策目標の数×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	100%	100%	100%	100%

【具体的な取組み】

- (1) 事業別予算及び決算と連携した実施計画及び政策評価の展開
- (2) 公正で透明性の高いマネジメント・サイクル⁷⁴の確立
- (3) 第2次行政改革大綱の策定及び計画的な実施並びに進行管理
- (4) (仮称)大崎地域広域行政市町村圏計画の策定
- (5) 大崎地域広域行政事務組合の継続運営
- (6) 大学など学術機関との地域連携協定の締結

⁷⁴行財政運営など効率的な管理を行うため、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つの段階を繰り返すこと
によって、業務を継続的に改善すること。

施策62 第2項 財政を健全化するための対策

【現状と課題】

- 平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額（約19億2,300万円）の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
- これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
- 一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
- これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
- 財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
- 今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期（平成24年度から平成27年度まで）の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
- 町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
- 東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

【施策の展開】

- (1) 見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期（平成24年度から平成27年度まで）の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
- (2) 現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納⁷⁵及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納⁷⁶も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
- (3) 町の基本的な姿勢は「新たな滞納者をつくらない」ことです。滞納者には、文書催告（催告書、差押え予告）、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
- (4) 公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

【主要な目標】

意 図	実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。					
対 象	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金					
指標名	実質公債費比率					
指標の考え方	収入に対する借入金返済の割合を示す数値で、この数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味することから、実質公債費比率を指標としました。（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく計算方法により、算出します。）					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	15.9%	15.9%	15.5%	15.0%	15.0%	15.0%

意 図	収納率の向上を図る。					
対 象	町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）					
指標名	現年度分の町税の収納率					
指標の考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	96.3%	97.0%	97.4%	97.8%	98.0%	98.0%

⁷⁵税金や公共料金などの代金を納める方法のひとつ。最寄りのコンビニエンスストアなどから料金を納めることができるため、利便性の高い方法となっている。

⁷⁶クレジットカードを利用した税金や公共料金などの納付方法

意 図	収納率の向上を図る。					
対 象	町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）					
指標名	滞納繰越分の町税の収納率					
指標の考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	26.8%	30%	30%	30%	30%	30%

【具体的な取組み】

- (1) 中期（平成24年度から平成27年度まで）の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
- (2) 予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス（基礎的財政収支）のプラスに努める。
- (3) 借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
- (4) 借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
- (5) 一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
- (6) 必要に応じてアウトソーシング⁷⁷を進める。
- (7) 合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
- (8) 公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
- (9) 公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
- (10) 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
- (11) 各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
- (12) 税務職員の専門性の向上
- (13) ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進《施策7、施策50と連携》

⁷⁷企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部に請け負わせる経営手法。外部委託

施策63 第3項 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策

【現状と課題】

- 職員研修については、これまで研修機関等が開催する研修に職員を派遣する派遣研修を中心に実施してきました。今後は、町が主体となって企画・開催する主体性のある職員研修の実施が求められています。
- 職員給与の見直しと職員の定員管理については毎年度実施しており、その実施状況をホームページと広報紙で公表しています。
- 平成19年4月に「美里町定員適正化計画」を策定し、計画的な定員管理に努めてきました。
- 住民が町政に関心を持ち町政に参加するためには、住民と行政の情報の共有が欠かせません。このことから、町の積極的な行政情報の公開と提供が強く求められています。
- 技術革新による多様なメディアがあるにもかかわらず、それらを活用した情報発信が十分ではありません。特に、公式ホームページ上のコンテンツ⁷⁸の充実と携帯電話を活用した情報発信が求められています。
- 住民懇談会における参加者数は少なく、また一部の住民に固定化する傾向にあります。開催方法と内容について見直しが必要です。
- パブリックコメント手続は制度化されたものの、住民参加、住民意向の把握として有効な手段になっていません。周知の徹底や応募意見の反映など、実施方法の見直しが必要です。
- 各種委員会等の会議の中には、形式的に運営される会議も一部に見受けられます。住民ニーズを把握する有効な手段として、また、住民の大切な協議機関として、各種の会議運営のあり方を見直していかなければなりません。

【施策の展開】

- (1) 人材育成基本方針を策定して、本町が目指す職員像を明確にします。この職員像を実現するため、計画的で戦略的な研修を、町が主体性をもって継続的に実施します。
- (2) 職員の意識改革を図るために、職員研修の徹底と人事評価の導入を行います。
- (3) 第2次定員適正化計画を策定し、今後も職員数の適正管理を行います。
- (4) 若手職員を育成するために、業務を通じた職場内研修の制度化を図ります。
- (5) 専門指導員による接遇対策を定期的で開催し、職員の接遇向上を図ります。また、外部評価委員による職員の接遇評価を実施します。
- (6) 「求められてから出す」の姿勢から「求められる前に出す」の姿勢に改めて、積極的な情報開示に努め、住民との情報共有を進めます。
- (7) 技術革新が進む中、多様な情報媒体の積極的な活用を図ります。
- (8) 住民懇談会、パブリックコメント手続等の広聴制度の見直しを行います。また、住民の町政参加の多様な方法について導入の検討と試みを行います。

⁷⁸ホームページ上で提供される個々の情報

【主要な目標】

意 図	行政サービスの品質向上を図る。					
対 象	美里町職員（臨時職員等を含む）					
指標名	外部評価による職員の接遇評価結果					
指標の考え方	接遇は行政サービス提供の入り口です。接遇対策を定期的に行い、職員の接遇向上を図るため、外部評価委員による接遇評価の結果を指標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑

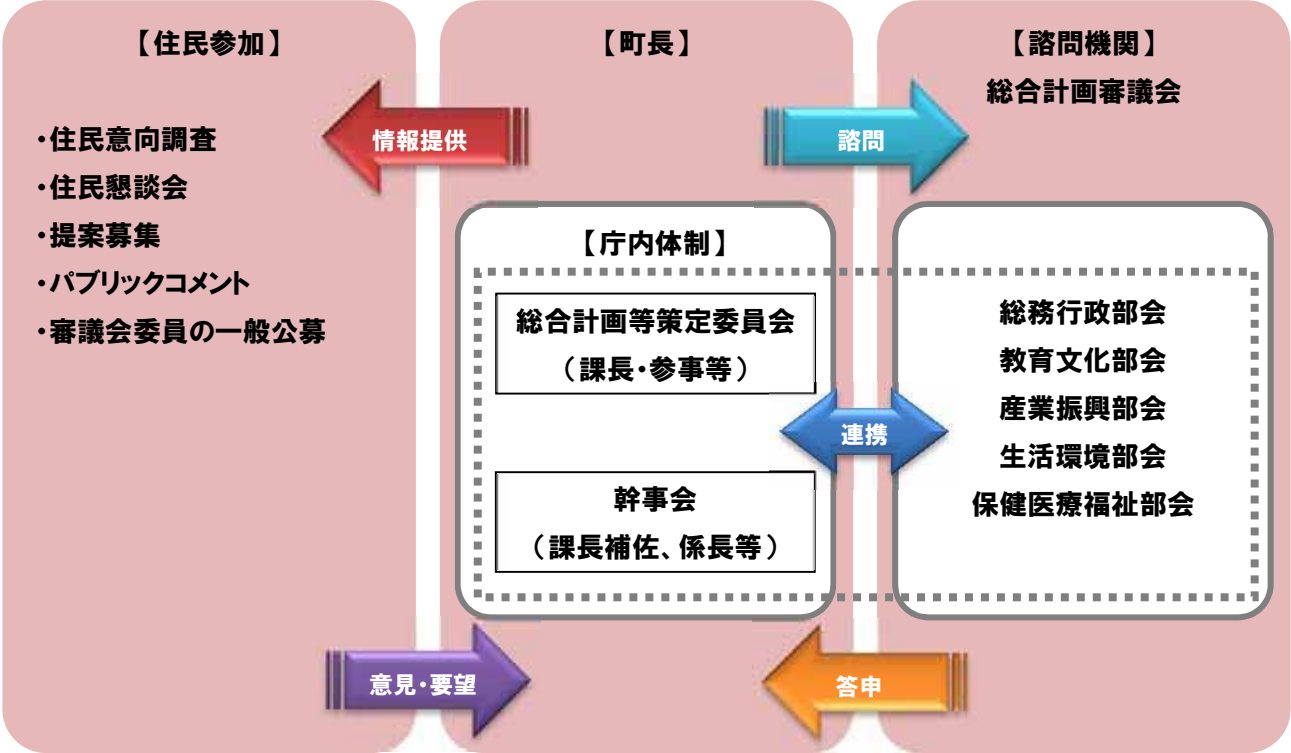
【具体的な取組み】

- (1) 人材育成基本方針の策定と職員研修の徹底
- (2) 人事評価制度の導入
- (3) 第2次定員適正化計画の策定
- (4) 接遇研修と外部評価制度の導入による顧客満足度の向上
- (5) 若手職員育成研修の制度化
- (6) 人事方針の策定と公表
- (7) （仮称）町政相談員制度⁷⁹の導入
- (8) 事務カイゼン指導員の配置
- (9) 公益通報者保護制度の整備
- (10) 行政情報コーナーの拡充整備
- (11) 個人情報保護条例の制定
- (12) 行政情報の開示拡大のための制度の整備
- (13) 多様な媒体を活用した行政情報の受発信

⁷⁹行政と住民の中間に立ち、住民の町政に対する要望や苦情等の処理を行う。

参考資料

1 美里町総合計画策定体制



2 美里町総合計画審議会条例

平成18年1月1日

条例第28号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、美里町総合計画の策定・推進及び町長が必要と認める重要事項を調査審議するため美里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) 町の公共団体及び公共的団体の役員又は職員
- (5) その他

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、町長又は審議会が必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、町の公共団体及び公共的団体の職員又は関係行政機関の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、町長又は審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置くことができる。

- (1) 総務行政部会
- (2) 教育文化部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 生活環境部会
- (5) 保健医療福祉部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会に幹事を置き、町の職員のうちから町長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

3 美里町総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

	役職	氏名	所属部会	選出区分	所属機関等
1	会長	徳永 幸之	総務行政部会	学識経験者	宮城大学 事業構想学部 教授
2	副会長	伊藤 正雄	産業振興部会	町の公共(的)団体	遠田商工会 会長
3	部会長	吉田 祐幸	総務行政部会	関係行政機関	宮城県北部地方振興事務所 所長
4	部会長代理	松田 正敏	総務行政部会	町の公共(的)団体	前美里町行政区長会 福ヶ袋行政区長
5	委員	角田 茂	総務行政部会	住民(公募)	
6	委員	竹田 和夫	総務行政部会	住民(公募)	
7	部会長	木村 強一	教育文化部会	住民(公募)	
8	部会長代理	佐々木 勝男	教育文化部会	町の公共(的)団体	美里町教育委員会 委員長
9	委員	門田 真理	教育文化部会	住民(公募)	
10	委員	古畑 真美	教育文化部会	住民(公募)	
11	委員	松坂 幸広	教育文化部会	町の公共(的)団体	美里町父母教師連絡協議会 会長
12	委員	熱海 悟	教育文化部会	町の公共(的)団体	美里町社会教育委員
13	委員	鈴木 洋	教育文化部会	関係行政機関	宮城県北部教育事務所 所長
14	部会長	磯田 敏幸	産業振興部会	町の公共(的)団体	美里町農業委員会 会長
15	部会長代理	西川 正純	産業振興部会	学識経験者	宮城大学 食産業学部 教授
16	委員	扇 明美	産業振興部会	住民(公募)	
17	委員	舘崎 賢悦	産業振興部会	町の公共(的)団体	みどりの農業協同組合 代表理事専務
18	委員	阿部 定	産業振興部会	町の公共(的)団体	美里東部土地改良区 理事長
19	委員	及川 勉	産業振興部会	関係行政機関	宮城県美里農業改良普及センター 所長
20	部会長	曾根 昭夫	生活環境部会	住民(公募)	
21	部会長代理	勝又 治子	生活環境部会	住民(公募)	
22	委員	大村 涼子	生活環境部会	町の公共(的)団体	美里町婦人会連合会 会長
23	委員	大越 晴之	生活環境部会	町の公共(的)団体	彫堂友和会自主防災組織
24	委員	佐藤 勝幸	生活環境部会	関係行政機関	宮城県北部土木事務所 所長
25	部会長	塩野 悦子	保健医療福祉部会	学識経験者	宮城大学 看護学部 教授
26	部会長代理	松田 彰洋	保健医療福祉部会	町の公共(的)団体	美里町社会福祉協議会 事務局長
27	委員	寺尾 登茂代	保健医療福祉部会	住民(公募)	
28	委員	黒沼 篤司	保健医療福祉部会	町の公共(的)団体	美里町民生委員 児童委員
29	委員	松浦 孝幸	保健医療福祉部会	関係行政機関	宮城県北部保健福祉事務所 所長

4 美里町総合計画策定経過

美里町総合計画審議会

諮問	平成23年 8月12日
答申	平成24年 2月28日
第1回会議	平成23年 8月12日
第2回会議	平成23年 9月30日
第3回会議	平成23年11月 8日
第4回会議	平成23年12月22日
第5回会議	平成24年 2月10日
第6回会議	平成24年 2月24日
第7回会議	平成24年 2月28日

(会長、副会長及び部会長会議)

〔総務行政部会〕

第1回会議	平成23年 9月30日
第2回会議	平成23年11月 8日
第3回会議	平成23年11月25日
第4回会議	平成23年12月16日
第5回会議	平成23年12月22日

〔教育文化部会〕

第1回会議	平成23年 9月30日
第2回会議	平成23年11月 8日
第3回会議	平成23年11月16日
第4回会議	平成23年11月25日
第5回会議	平成23年11月30日
第6回会議	平成23年12月 5日
第7回会議	平成23年12月22日
第8回会議	平成24年 1月11日

〔産業振興部会〕

第1回会議	平成23年 9月30日
第2回会議	平成23年11月 8日
第3回会議	平成23年11月21日
第4回会議	平成23年12月 9日
第5回会議	平成23年12月19日
第6回会議	平成23年12月22日

〔生活環境部会〕

第1回会議	平成23年 9月30日
第2回会議	平成23年11月 8日
第3回会議	平成23年11月29日
第4回会議	平成23年12月 5日
第5回会議	平成23年12月19日
第6回会議	平成23年12月22日
第7回会議	平成24年 1月10日

〔保健医療福祉部会〕

第1回会議	平成23年 9月30日
第2回会議	平成23年11月 8日
第3回会議	平成23年11月30日
第4回会議	平成23年12月22日

住民意向調査

- ・調査対象：無作為抽出による満19歳以上の町民1,200人
- ・調査内容：属性調査、満足度調査、重要度調査、優先施策調査
- ・調査期間：平成23年7月15日～平成23年7月29日

提案募集

- ・平成23年11月15日～平成23年12月9日
- ・提案者総数：6人
- ・提案総数：24件

住民懇談会

- ・平成23年11月19日～平成23年11月27日
- ・町内9会場
- ・参加者総数：87人
- ・提案・要望等総数：30件

パブリックコメント

- ・実施予告：平成24年2月15日
- ・実施期間：平成24年3月1日～3月15日
- ・意見提出人数：1人
- ・意見提出件数：29件

5 住民意向調査の結果概要

1 調査目的

美里町住民意向調査は、美里町総合計画の見直し作業に当たり、本町行財政運営への評価及び、計画検討の基礎資料を編成することを目的として実施しました。

2 調査内容

24の施策分野における住民意向を把握するため、次の調査構成としました。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 属性調査 | 性別や年齢、職業などの基本的な情報を把握します。 |
| (2) 満足度調査 | これまでの行財政運営に対する、各施策分野の満足度を把握します。 |
| (3) 重要度調査 | 今後の行財政運営に対する、各施策分野の重要度を把握します。 |
| (4) 優先施策調査 | 今後の行財政運営の各施策分野における個別の優先項目を把握します。 |

3 調査方法

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 調査区域 | 美里町全域 |
| (2) 調査対象 | 19歳以上の町民（基準日：平成23年7月1日） |
| (3) 標本数 | 1,200標本 |
| (4) 標本抽出方法 | 住民基本台帳に基づく無作為抽出（系統抽出法） |
| (5) 調査期間 | 平成23年7月15日（金）から7月29日（金）まで。 |
| (6) 調査方法 | 行政区長による配付及び回収 |

4 回収結果

- | | |
|---------|---------|
| (1) 回収数 | 1,150標本 |
| (2) 回収率 | 95.8% |

5 前回調査との比較

美里町では、平成18年7月にも住民意向調査を実施しています。

集計結果の分析では、満足度調査及び重要度調査について、前回調査との比較を行っていますが、一部の項目が異なっています。これは、これまでの行政サービスに対する満足度を把握する目的から、現美里町総合計画基本計画の各施策項目を基本に構成したためですが、定点観測の性質を損なわない範囲で、次のとおり変更しています。

	今回調査の項目名称	前回調査の項目名称	備考
1	社会教育の充実	生涯学習の振興	
2	学校教育の充実	学校教育の充実	
3	青少年の健全育成		新規
4	文化・芸術の振興	文化・スポーツの振興	分割
5	社会体育の振興		分割
6	保健の充実	保健の充実	
7	医療の充実	医療の充実	
8	高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実	
9	障害者福祉の充実	障害者福祉の充実	
10	子育て支援の充実	児童福祉・子育て支援の充実	
11	農林業の振興	農業の振興	
12	商工・サービス業の振興	商工業の振興	分割
13	観光・物産の振興		分割
14	雇用の創造	雇用の確保と安定化	
15	地域基盤の確立	交通体系・生活基盤確立	
16	生活安全の確保	防災対策・生活安全の確保	
17	環境・景観の保全・創造	環境・景観の保全・創造	
18	居住環境の質の向上	居住環境の質の向上	
19	住民活動の促進	地域活動・住民活動の促進	
20	交流の促進	交流の促進と安定化対策	分割
21	平和行政の推進		新規
22	男女共同参画社会の推進		新規
23	行財政運営の健全化	行財政の効率化・健全化	
24	定住化の促進	交流の促進と安定化対策	分割

6 結果概要

(1) 属性調査

性別	回答者数(人)	割合
1 男性	501	43.6%
2 女性	606	52.7%
3 未記入	43	3.7%
合計	1,150	100.0%

年齢	回答者数(人)	割合
1 19歳～29歳	146	12.7%
2 30歳～39歳	147	12.8%
3 40歳～49歳	144	12.5%
4 50歳～59歳	222	19.3%
5 60歳～69歳	196	17.0%
6 70歳以上	270	23.5%
7 未記入	25	2.2%
合計	1,150	100.0%

職業	回答者数(人)	割合
1 会社員・公務員・団体職員	313	27.2%
2 パート・アルバイト	107	9.3%
3 農業・林業・漁業	87	7.6%
4 会社・団体役員	31	2.7%
5 自営業者	70	6.1%
6 家事手伝い	13	1.1%
7 学生	26	2.3%
8 主婦	185	16.1%
9 無職	262	22.8%
10 その他	24	2.1%
11 未記入	32	2.8%
合計	1,150	100.0%

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 満足度調査

満足度調査は24の施策分野について、普段感じている満足の度合いを0点から100点までの点数（10点間隔の得点）を選択していただき、回答者全員の平均点数を算出したものです。

項目	回答者数 (人)	未回答者 数(人)	平均点数	前回調査 平均点数	比較	
1 社会教育の充実	1,098	52	56.0	54.5	1.5	
2 学校教育の充実	1,061	89	57.1	55.5	1.6	
3 青少年の健全育成	1,064	86	55.6	—	—	注1
4 文化・芸術の振興	1,058	92	56.2	53.6	2.6	注2
5 社会体育の振興	1,052	98	55.7	53.6	2.1	注2
6 保健の充実	1,067	83	59.4	57.8	1.6	
7 医療の充実	1,070	80	51.2	48.4	2.8	
8 高齢者福祉の充実	1,064	86	55.7	54.6	1.1	
9 障害者福祉の充実	1,037	113	54.6	51.9	2.7	
10 子育て支援の充実	1,027	137	56.6	54.5	2.1	
11 農林業の振興	1,027	123	53.9	52.6	1.3	
12 商工・サービス業の振興	1,012	138	48.9	56.6	△7.7	注3
13 観光・物産の振興	1,015	135	51.1	56.6	△5.5	注3
14 雇用の創造	1,029	121	45.3	43.5	1.8	
15 地域基盤の確立	1,052	98	50.9	51.3	△0.4	
16 生活安全の確保	1,035	115	52.0	53.8	△1.8	
17 環境・景観の保全・創造	1,038	112	58.6	58.4	0.2	
18 居住環境の質の向上	1,033	117	56.1	55.7	0.4	
19 住民活動の促進	1,029	121	56.8	55.7	3.9	
20 交流の促進	1,000	150	57.0	53.1	3.9	注4
21 平和行政の推進	1,003	147	57.3	—	—	注1
22 男女共同参画社会の推進	996	154	56.4	—	—	注1
23 行財政運営の健全化	1,012	138	52.2	50.6	1.6	
24 定住化の促進	1,004	146	53.6	53.1	0.5	注4
計			54.5	53.5	1.0	

注1) 今回調査での新たな設問のため、前回調査との比較はできません。

注2) 前回調査では、「文化・スポーツの振興」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

注3) 前回調査では、「商工業の振興」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

注4) 前回調査では、「交流の促進と安定化対策」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

(3) 重要度調査

重要度調査は24の施策分野について、1番目に重要と思う分野に「1」を、2番目に「2」を、3番目に「3」を記入していただき、「1」を3点「2」を2点「3」を1点と換算したものを合計得点として算出しています。

区分	重要度の点数化 (単位：点)	左記の 得点順位	前回調査 の順位	
1 社会教育の充実	95	17	15	
2 学校教育の充実	456	5	5	
3 青少年の健全育成	130	14	—	注1
4 文化・芸術の振興	47	20	16	注2
5 社会体育の振興	91	18	16	注2
6 保健の充実	202	10	1	
7 医療の充実	979	1	1	
8 高齢者福祉の充実	672	3	2	
9 障害者福祉の充実	142	13	10	
10 子育て支援の充実	438	6	6	
11 農林業の振興	309	7	7	
12 商工・サービス業の振興	104	15	13	注3
13 観光・物産の振興	82	19	13	注3
14 雇用の創造	748	2	3	
15 地域基盤の確立	155	11	12	
16 生活安全の確保	520	4	4	
17 環境・景観の保全・創造	98	16	14	
18 居住環境の質の向上	149	12	11	
19 住民活動の促進	46	21	17	
20 交流の促進	19	22	18	注4
21 平和行政の推進	19	23	—	注1
22 男女共同参画社会の推進	19	24	—	注1
23 行財政運営の健全化	222	9	8	
24 定住化の促進	284	8	18	注4
25 その他	16	25	—	
計	6,042			

注1) 今回調査での新たな設問のため、前回調査との比較はできません。

注2) 前回調査では、「文化・スポーツの振興」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

注3) 前回調査では、「商工業の振興」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

注4) 前回調査では、「交流の促進と安定化対策」としていましたが、今回調査では、別々の設問として実施したため、単純な比較はできません。

美里町総合計画

【改訂版】

発行：美里町

発行日：平成24年4月

〒987-8602

宮城県遠田郡北浦字駒米13番地

TEL0229-33-2111

FAX0229-33-2402

<http://www.town.misato.miyagi.jp/>

